

第6回木曾川水系流域委員会速記録

日時：平成19年9月10日（月）

13時30分～16時30分

場所：名古屋銀行協会銀行倶楽部 5階 大ホール

1. 開会

○事務局（浅野） それでは、大変お待たせしました。第6回木曾川水系流域委員会を開催したいと思います。

まず、会場の皆様にお願ひですが、カメラ等の撮影は委員長挨拶までとさせていただきます。また、傍聴者の方々、受付で配付しました委員会資料の資料-1に入っている「木曾川水系流域委員会の運営について」をお読みいただき、議事の進行に御協力を願ひいたします。

今日は欠席の委員が何名かいますが、松尾副委員長、岡山委員、小出委員、平野委員、光岡委員は、都合により御欠席だということでございます。

それから、委員の御紹介ですが、お手元の出席者名簿と配席表がございますので、それを参照していただきたいと思ひます。

2. 挨拶

○事務局（浅野） それでは、会を始める前に、河川部長の方から一言御挨拶をお願いします。

○事務局（細見） それでは、第6回木曾川水系流域委員会の始まる前に一言御挨拶申し上げたいと思ひます。

去る8月31日に河川分科会の小委員会が開催されまして、木曾川水系の基本方針の実質審議は終了したということでございます。また9月に入りまして、財務省への概算要求につきましては、木曾川水系連絡導水路というプロジェクトを建設段階に進めたいということで要求を出しております。しかし、この導水路につきましても、整備計画でしっかり位置づけられるかどうかというところがすべてでございますので、そういった面もこの流域委員会等でしっかりと御審議いただきたいと思ひます。

本日は、ステージⅡからステージⅢということで、この整備計画を進めるに当たって、こういった形でやってまいります。少なくとも原案をつくる前から学識者の先生方、ふれ

あい懇談会等で一般の皆さんの御意見も伺った上で作成していくという当初のスケジュールから見ますと、ステージⅡの後半からステージⅢに入っていく、そこをどういうふうに進めていくかというようなところも今日は御説明させていただきまして、そしていろいろ御意見をちょうだいしたいと思っています。

河川整備計画を策定する、そういったミッションをもう一度、先生方、それから私ども共有化させていただいて、そして、進め方も含めて御意見をちょうだいできれば幸いです。

お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

それでは、ここからは辻本委員長、司会の進行をよろしくお願ひしたいと思います。

3. 議事

- (1) 第5回木曾川水系流域委員会議事要旨の確認
- (2) 木曾川水系の現状と課題（まとめ等）
- (3) 木曾川水系河川整備計画たたき台（骨子）
- (4) 意見聴取の取り組みについて
- (5) その他

- ・河川整備基本方針検討小委員会の報告
- ・木曾川水系連絡導水路の記者発表について
- ・今後の予定

○辻本委員長 それでは、申しわけございませんけれども、座ったまま始めさせていただきます。

今、河川部長からもお話がありましたように、8月の終わりに、河川整備基本方針の小委員会で木曾川の審議が3回にわたる審議で一応けりがつきました。ということで、この流域委員会でも新たなステージに向かって議論も熱がこもっていくことになるかと思ひます。

それで、基本方針の議論の委員会は、私も一部出席したのですけれども、通常の川ですと2回で審議が終わるのですけれども、3回にわたっていろいろな委員の先生方からの意見も出て、河川局あるいは中部地整が真摯に答えられてきたと思ひます。

いろいろほかの川とは違うところもあるし、その特性がうまく生きた計画になっていく

というふうな気がします。その小委員会の委員の方々も木曾三川については、新たな考え方できちっとした計画ができていくものというふうに期待を持たれたことだと思います。

それはそれで、おおむねの基本的な枠組みが決まったわけですので、この流域委員会としては、ここ 20 年、30 年の間にできること、あるいはしなければならないことをしっかりとまとめていかなければならないというふうに思いますし、先ほど部長が言われたように、さまざまな議論というのは、基本方針の議論だけでなく、整備計画の議論で、まさにこの流域委員会に残された課題が幾つかあります。基本方針の委員会で指摘されたこと、あるいは委員から質問が出たことのほとんどが整備計画にかかわるもので、流域委員会で議論しなければならないこと、逆に言えば、これから課題が我々の方に残されたというふうな気もいたします。

整備局あるいは木曾川上流、下流の事務所できっちりと議論され、次から次に提案されてくると思いますので、その本質を見抜いた議論を流域委員会でできればと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

今日も大量の資料が用意されています。前回の話では、もう少し課題の取りまとめについても復習するというスタンスも考えたのですが、ちょうどタイミングというのがあります。基本方針がうまく方向性を指示したときに、それをどう具体化するかということの議論は緊急でなければならないと私も考えますので、本日、先ほど言われたように、第Ⅱステージから第Ⅲステージへのハンドルを切るところが非常に重要な側面ですので、この辺についても御理解いただきたいと思います。

ということで、早速議論の方に入っていきたいと思いますが、まず、事務局の方で配付資料の確認からやっていただけますか。

○事務局（山口） 事務局の河川計画課長の山口です。よろしくお願ひいたします。

では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料-1 としましては、議事次第、配席図、出席者名簿。ここで、すみません、事務の手違いで、関口委員におかれましては欠席の方になっていますが、御出席いただいておりますので、これはまた修正させていただきたいと思っています。で、規約、委員名簿、進め方、運営について、あと、意見シートをつけさせていただいております。

続きましては、資料-2 といたしまして、前回第 5 回流域委員会での議事要旨（案）ということをつけさせていただいております。その後ろに、資料-3 といたしまして、今後の進め方（案）ということをつけさせていただいております。

続きまして、資料-4 としましては、木曾川水系の現状と課題ということで、これまで流域委員会でいろいろ我々の方が説明させていただいて、先生方からいろいろな意見をいただいているのですが、辻本先生からも御意見がありましたように、総括で全体がぱっとわかるような形でまとめたものでございます。ポイントだけを絞って作成したものでございます。

続きまして、資料-5 といたしましては、木曾川水系河川整備計画のたたき台（骨子）と参考資料をあわせて添付させていただいております。それと、資料-6 といたしまして、一般住民からの意見聴取の取り組みについてということでつけさせていただきます。

続きましては、資料-7 といたしまして、先月開きました木曾川水系連絡導水路検討会に係る記者発表資料をつけさせていただいております。参考までに新聞記事も配付させていただいております。最後に資料-8 といたしまして、今後の予定ということで配付させていただいております。

それと別途、今日御欠席の光岡先生からメモという形で、今回の流域委員会に対する意見を3点書いていただいたものをお配りさせていただいております。

またさらに、ふれあい懇談会をこの土曜日に開催する予定にしているのですが、それについてのチラシと、河川整備に関しての御意見を広くいただきたいということでのリーフレットとアンケート用紙をつけさせていただいております。

不足等あれば、随時事務局の方にお問い合わせいたします。

以上です。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。

特に今のことに関して、光岡委員の意見ですけれども、これは本日の議題の中で、適当な場所で御披露しながら、あるいは皆様方の御意見に加えて、そういう意見があるという形で取り扱いたいと思います。

次は、前回の議事要旨の確認をお願いできますか。

○事務局（山口） 資料-2 をごらんください。前回8月6日に開催させていただきました流域委員会での議事要旨をまとめさせていただいたものでございます。

1つ目といたしまして、流水管理と水利用という観点からさまざまな御意見をいただきました。一応事前に先生方には御確認いただいていると思いますが、大きく違っている等あれば今言っていただきたいのと、あと、内容がこのままでよろしければ「(案)」をとらせていただいて、このまま議事要旨ということで確定させていただきたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○辻本委員長 木曾川水系流域委員会では、これぐらいの簡単なものを議事要旨と呼んでおります。ほかのもっと詳しいものも当然必要に応じて公開されますので、議事要旨はこれぐらいで容赦いただいているということですが、それぞれについてもう既にお読みかと思うのですけれども、特に御意見がなければ、本日「(案)」をとってということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、議事要旨が確認されたということで、本日の議題(2)は、今後の進め方ということになります。

本日は、今後の進め方、木曾川水系の現状と課題、木曾川水系河川整備計画のたたき台、意見聴取の取り組み、その他という議題がございますけれども、この今後の進め方というところで少し今後の展開を話していただいて、本日は4番にあります木曾川水系河川整備計画たたき台の議論を中心にやっていきたいと考えていますので、その導入部になります。

それでは、事務局の方で説明をよろしく申し上げます。

○事務局(山口) まず、資料-1にございます、横表になっていますが、河川整備計画策定の進め方の概念的フロー図をごらんになっていただきたいと思えます。

これは従前からイメージ図はお示ししているところでございますが、今既にこの中段にある木曾川水系流域委員会を開催させていただいているところでございます。

上段の住民の方から意見を聞くということで、ふれあい懇談会をこの土曜日に開催する予定でございます。会場といたしましては6会場で、一気に同日に開催する予定でございます。

住民の方、学識経験者の方あるいは関係自治体の方々からおのおのの立場で意見をいただいて、それを整理反映しながら将来は整備計画をつくっていきたいという大きな流れで動いているところでございます。

今ちょうどステージⅡに入ったところでございます。これからステージⅡ、ステージⅢと進んで行くに当たって、これでは概念的にちょっと大き過ぎるので、細かくお示ししたのが、今回資料-3につけさせていただきました今後の進め方(案)というものでございます。

流域委員会につきましては、これまで第5回まで開かせていただきまして、現地調査も含めて、現状と課題について一応整理しながら御議論していただいているところでござい

ます。

今回第 6 回でたたき台の骨子、整備メニューを御提示させていただいて、それについてまた御意見をいただきたいと思っております。

それと同じものをもって、ふれあい懇談会をこの土曜日に開催いたしまして、住民の方々から御意見をいただきたいと思っております。

今日の流域委員会とふれあい懇談会から出てきた意見を踏まえまして、我々としては、次はたたき台の素案ということで、もう一歩先に進んだより具体化したものを整備メニューとして提示させていただきたいと思っております。

その中で、当水系では、大規模事業と表現しておりますが、木曾川水系連絡導水路及び新丸山ダムといった大規模事業についてもこの中で御提示して、それをこの流域委員会で集中的に審議していただきたいと思っております。

そこでいただいた意見と、同じたたき台の素案というものを、またふれあい懇談会を開催いたしまして、住民の方からも意見をいただきたいと思っております。そこでいただいた意見を踏まえながら、原案（案）ということで、ちょっと名前がややこしいのですが、我々行政としてつくらせていただきまして、また、その第 7 回で大規模事業について集中審議していただいて、いただいた意見を踏まえまして、我々として原案（案）としてつくっていただいたものについて御議論いただきまして、それでもって、またふれあい懇談会に入りまして、また意見をいただいた上で原案をつくっていきたいと考えております。

これは具体的に回数も入れておりますが、当然集中審議の推移、また、ふれあい懇談会での意見によっては、当然回数等は流動的になり得るというふうに我々も思っております。

我々としましては、そのたたき台素案でいただいた意見でもって、行政として原案に匹敵するものをしっかりつくっていきたいと思っております。そこで、十分これで原案としていいということを流域委員会の方で御確認いただけましたら、法的な河川法のスキームとしまして、公聴会という形で住民の方から意見も聞きたいということと、あと、学識者の方から正式に原案について意見をいただきましたという形にしたいと思っております。

以上です。

○辻本委員長 ありがとうございます。

2 点あります。ステージⅡからステージⅢの間であるというお話があったこと。それから、原案にたどりつくまでのプロセスという中で、この流域委員会とふれあい懇談会をどんなふううまく連動させていくかというお話があったかと思えます。

皆さんよく御存じのように、河川法が改正されてから計画の手法が変わったとよく言われます。整備計画については、整備計画の原案について、学識者あるいは関係住民、それから行政から意見を述べる機会があるというふうな形でよく聞かれていると思いますけれども、先ほどのジクザクの絵がありましたけれども、このプロセスを経て原案がつくられるということになります。

だから、9回のところに「原案」と書いていますけれども、これが学識経験者あるいは関係住民、それから地方行政から意見をいただくためのものということになります。木曾川水系流域委員会では、さらにもっと前から、これだけの繰り返しを経て原案を行政がつくられることに我々も意見を述べていくし、先ほど基本方針が通りましたという話がありましたけれども、木曾川水系流域委員会では基本方針が決まる以前から、できれば基本方針にもここでの議論が少しでも反映できるようにという形でやってきたわけです。

今そういう段階に来まして、これから原案が出て、その時点で原案に対して最終的に意見を述べる、9回が終わったところが、そのプロセスになります。

こんなふうに進めていこうという御提案ですけれども、この進め方について、何か御意見ございますでしょうか。

○小尻委員 これは私の希望なんですけれども、どんどん先に行かれると、私よく過去を忘れてしまっているのか、もとのベースが何だったかというのが時々思い出せなくなるんです。簡単にいいますと、洪水のときは、例えば 1/200 を全部守るのだとか、あるいは 1/150 にするとか、あるいはどこでどういう問題があったかという本来のところを私忘れてしまって、その一つ一つの計画論の話になってしまう。それで、できることなら時々はまた最初の辺を、本当の 1 枚物でも結構ですので、思い出させていただけるところに行ったり来たりだけはしてほしいんです。

それが生態とか、そういうのもあるけれども、それとどうフィードバックしているかというところに自分なりに戻していけるのかな。こういう治水工事をすることによって、生態にも影響があるという行ったり来たりを自分なりにできるようにやっていただければというのが希望です。

○辻本委員長 その点が一番重要なことだと思います。その目標とすべきところがどこかというのは、基本方針で述べられていることについては、基本方針をもう少しわかりやすい形で、やはり今回あまり出てないですね。基本方針についてそれをまとめていただく。

それから、その内数というわけではないのですが、整備計画で目指すべきところ

が、実は今回議論することになります。第6回に「たたき台（骨子）」と書いてございますけれども、これは基本方針の計画といいますか、目指すところはこうだけれども、整備計画ではこのレベルのところを追求していきたいというふうなことを、今日は確認をとりながらやっていきたいと思います。今日はその確認をとっていくようなプロセスになります。

それから、その次の「たたき台（素案）」となっている第7回のところでは、整備計画としての目標の中でどんなメニューを現実に配していくと、その整備計画の目標が達成されるのかという議論になるように仕組みたいと思っております。

そういう形で、たたき台と単に書いていますけれども、骨子と素案と書いているのは、骨子のところでは整備計画としての目標を明確にし、素案のところではメニューをしっかり議論して、特に大型のプロジェクトについては、かなり徹底的な議論をその時点でやっていただく予定になっております。

その後、ふれあい懇談会との議論も踏まえてという形になるのですが、一方、我々のこれまで皆さんで共有化してきた情報はどこにあるのかといいますと、ちょっとかなりでかくなっているのですが、これまで時間をかけて見てきました、それぞれ治水、利水、環境の問題についての現状と課題は、これに集約されている。決して一目で見れないですが、全部がここにあるというふうに思ってもらったら結構かと思えます。これがうまくいつもハンドブックのように横へ置いてもらって議論していただくという形で、これは置いておきますので、もしこれの参照の仕方でもう少し便利なものが御提案いただければ、そういう作業も、この委員会を4回続けて開催する中で工夫していただきたいと思っておりますので、そういう御意見も、もしアイデアもあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、今小尻先生のおっしゃっていただいたことを、これから間違わずにやっていきたいというふうなことで仕組んでおります。お願いします。

ほかどうでしょうか。

どうしても会は限られた時間で、今まで議論してきたことが、話をしているときにどこかへ忘れ去られているという心配は議論している中でよくあるのですが、今申しましたようなプロセスで、それが抜け落ちしないように。それから、データについては、このデータ集をつくって、見ながら、これを参照しながらチェックしていくというふうなスタンスでおります。

ほかよろしいでしょうか。

では、こういう形で、今そういう整備計画をつくる段階に入ったということで今後進めていきたいというふうに思います。

それでは、その骨子に入る前に一応これの説明に入りますね。前回予告しましたように、木曾川水系の現状と課題、それほど十分時間はとれませんけれども、このことについて事務局の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（山口） 今まさに辻本先生から御意見をいただきましたように、別添でひもでつづつてあるのが現状と課題といたしまして、治水、流水管理・水利用、環境、維持管理ということで取りまとめをさせていただいたものでございます。

おっしゃられるように、これを全部見るのも大変だということで、私どもとしまして、資料-4 という形で、A3 で今回つくらせていただいておりますが、一応その中のエキスを絞って取りまとめをさせていただいております。

内容につきましては、既にこれまでの流域委員会で御提示させていただいて、その上で御意見をいただいたものについて、適宜修正等を加えながらエキスだけを取りまとめたものでございます。

今回この場で、時間も限られておりますので、逐一御説明することは割愛させていただきますと思いますが、できれば、この A3 で取りまとめたペーパーでもって、着地点といたしますか、そこを御確認しながら御議論いただければと思っております。

あともう一つ別添で、前回流域委員会でいただきました御指摘事項、維持管理面につきまして主なんですけれども、あと、利水関係について取りまとめたものが別途で配付させていただいております。

これも本来ならば詳細に御説明をすべきとは思っておりますけれども、できれば、これからの目標なり整備メニューを議論していく中で、また振り返りつつ御確認いただければとも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○辻本委員長 私さっき適切な言い方をしなかったのですが、資料-4の方が現状と課題を取りまとめたもので、その詳しいものが、このでかい A3 判をとじたものです。

この治水、流水管理・水利用、環境、維持管理については、順番にここで現状と課題の説明をしていただいて、皆様方から意見をいただいて、現地視察もいただいて、そしてまた 2 回目、治水、利水、環境、維持管理というふうな形で、もう一回残った課題について補足説明をいただいたもの。それがこの A4 の分厚い冊子と、A3 のそれを取りまとめたものにまとめられています。

前回、維持管理の2回目について説明していただいたものを、本来ならば、ここで2回目の説明をやらなきゃいかんのでしょうかけれども、それはもうこの中に取り込んである、あるいは別添の資料でまとめていますので、今回はそれは御容赦願いたいということです。

資料の何番ですか。

○事務局（山口） 別で、前回までの委員会からの御質問ということで。

○辻本委員長 質問のところにまとめてあるということですね。

その内容は、もうこれに反映されているということによろしいですね。

○事務局（山口） はい。

○辻本委員長 今までも治水、利水、環境、維持管理について2回説明した。1回説明して、御質問いただいて、補足説明してという形で進めてきたもの、それがまとめられているということです。

これから、そういうものの中で、あるいは基本方針が定まった中で整備計画としての目指す方向を決めるという段取りになっていく。このときにも小尻委員から御指摘のありましたように、いつでもその原点を忘れず、この現状のところが参照できるように資料を提供いただいたものと御理解ください。

現状と課題についてざっと見ていただいて、もし何か気になるところがあれば御指摘いただければ結構かと思いますが、いかがでしょうか。

○関口委員 これまでの会議で何回か出たと思うのですが、僕の見落とししかわからないけれども、木曾三川それぞれの河川の上流から下流までいく正常流量の計算素材に必要な水収支の模式図はどこにあるんですか。例えば、何ぼ引き抜いて、何ぼ入ってきて、農業用水何ぼして、工業用水何ぼしてという、その取水、水の出入り。そのデータはこれまで何回も質問が出たと思うのですが、その模式図はどこにまとめられているのですか。

○辻本委員長 正常流量の話でまとめられているものと、そのバックデータと両方ですかね。

○関口委員 そうですね。だから、水収支のデータをもとにしないと、いろいろな議論、現状把握、環境問題も絡むし、治水の問題も全部絡むし、それが整理されていれば、それをもとにしていろいろな議論がもっとわかりやすくなると思うのですけれども。

○辻本委員長 まず最初、その正常流量を決める絵のところと、そのバックデータである流域の水収支図みたいなものに対する質問ですが。

○事務局（笹森） 事務局で河川環境課長の笹森でございます。

厚い A4 判の木曾川水系の現状と課題と書いた資料ですけれども、その中の利水 3-37 ページから 3-39 ページ、木曾川、長良川、揖斐川の順に、三川の河川ごとに左下の黄色い図、これが計画上の水収支縦断図ということで、この中に、木曾川でいきますと、直轄区間の上流端でございましてけれども、今渡地点から河口までの間の水利権量での収支とか支川からの流入、川の中で還元、伏没している量、そういうものを加味しまして縦断的な水収支の図として入れてございます。

○関口委員 しかし、これは正常流量と維持流量の絡みで今どうなっているかという。そうすると、これをつくる前の、その前の水収支のデータが模式図としてあるはずで、そういうデータは再三この委員会では、多分 1 回から 5 回までの間に出たはずだと思ったのだけれども。水をどこからどれだけ引いてどうのこうのという、そういう水収支のあれはこの委員会に出てくるという約束じゃなかったかな。僕のもしかして勘違いでなければ。

○辻本委員長 それはこの大きなやつになかったですか。今、関口委員から出ているのは、この正常流量は結局どうやって決めたかという、水系に沿って水利権量で決められているわけですね。それが合流とか伏没とかで決められていますね。川のどの地点でという、川の流域の柱状図みたいなのが書かれて。

○関口委員 上流から下流に行くまでの間ね。

○辻本委員長 そこに何 m^3/s 引いているというような絵は委員会に出なかったですか。

○事務局（笹森） 取水と、それがどういうふうに戻って川に戻ってきているかとか、それについては、利水 3-28、3-29 ページのところ、細かいところまではなかなか表現し切れないので主要なものということで、前回もこういう形で示させていただいているのですけれども、3-28 ページが木曾三川それぞれ大きな取水のもので、それがどの地区が、流域外またはほかの河川にどのように水が戻ってきているかということで、木曾川でいきますと、上流の兼山ダムから愛知用水、犬山頭首工から濃尾用水、木曾川大堰から濃尾第二用水ということで、それぞれ流域外に行っておりまして、左岸側から取水されたものは、すべて木曾川水系以外の河川を通じて伊勢湾まで流れております。

それから、濃尾用水の右岸地区につきましては、木曾川と長良川の間に含まれた地区をかんがいたしまして長良川に戻っている。それから、揖斐川の根尾川で取水しているもの、山口用水につきましては長良川に流入している。それから、長良川から取水している長良川用水については揖斐川の方に戻っているということで、主な用水について、こういうような流れになっているということ。

その次、利水 3-29 ページにつきましては、特に揖斐川の支川で山口頭首工から取水している山口用水が、それぞれどのような支川を通じて長良川に入っているかということを模式図的に示しております。

それから、利水 3-47 ページの方に、これが今度横軸を日にちということにして、例えば 3-47 ページですと木曽川でございますが、水利権量は下から 2 つ目の図ですけれども、年間どのようなパターンで水利権量があつて、そのうち実際にどのぐらい取水されているか。赤が水利権量でございます、青い棒グラフが実際の取水量でございます。こういう形で非常に時期によって取水量が大きく変わってくるものですから、なかなか 1 つの縦断図という形にはしにくいのが実態なんですけれども、こういう形で一応示しております。

それから、ちょっと説明の順番が前後して申しわけないんですけれども、利水 3-48 ページでございますけれども、これがある特定の日の、今度は横軸を河口から上流までの距離にいたしまして、縦断的にある特定の日の水収支で、川の流量が上流から下流にどう変化していくかというところを示させていただいております。

○辻本委員長 非常に目的的に丁寧に答えられたと思います。流域の空間的なものが利水 3-29 とかの形で書かれているし、現実にはそれが水利権として決められているもの、あるいは日々違うものという形で、そのときには時系列的にしか書けないので、49 ページのような形に書いてある。

それから、正常流量の決め方は、今 49 ページを見てもらっていると、その上のような形で、どこで引き抜くかで、水系に沿って書くのだけれども、それもいろいろな流況のところで違う線で書けるというふうな説明で、決して関口委員の求められた回答にはなっていないのかもしれないのだけれども、目的的には私はきちんと答えられたと思います。

多分もうちょっとどんなのが欲しいかといったら、ネットワーク図みたいなものが欲しいのだということじゃなかったですか。

○関口委員 それもあるのだけれども、例えば、今水収支の場合に季節によって流量が違ふとすると、水利権量が示されていますが、実際に具体的な水利権量をいっぱい引いたら、とてもじゃ足りないから、相談して、ある範囲内におさまっていますよね。そういうときに最終的にもともと何ぼ上流でおいてくるときに、さっき出たのだけれども、それで実際にこの季節だとかこうなるのだけれども、例えば特に今問題の渇水期とか増水期とか、そういう問題で、今多分丁寧に答えいただいたと思うので、こちらと照らし合わせれば済む問題だと思います。

○辻本委員長 ほかどうでしょう。

現状と課題についてのデータは、これにさらに今までの資料もあって、それから、例えば水のネットワーク図に関しては、視察のときに見せてもらった木曾川大堰の辺とかで水機構が出しているような図は、また非常に細かいネットワークが示されていたと思いますし、少しその辺が参照できるような索引みたいな形にしておく、すなわち、我々がまとめられていないものも資料として参照できるような索引をつくっておいていただくとありがたいと思います。

○小尻委員 前に質問されていた温暖化のことなんですけれども、ほとんど30年あるいは50年、100年後はもう要らないという、こっち側の意見がありましたけれども、もうその先の話はまずは全部考えないのか。そしてもう一つ、スーパー伊勢湾とありましたけれども、あれのパワーがどんなものかという、1/1,000ぐらいに匹敵するものなのかどうかという、こういう答えはもう出されているのですか。

○辻本委員長 温暖化の問題とスーパー伊勢湾の問題について、基本方針ではどんなふう書き込まれたかという話と、整備計画でどう取り組むのかということについて、事務局をお願いします。

○事務局（山口） まず1点目の地球温暖化につきましては、特段方針上も明示しておりません。スーパー伊勢湾台風につきましても、その規模がどの程度のものなのかといったことについても具体的に明記はしておりません。ただ、おっしゃられた危機管理対策ということで、その中で超過洪水とか、整備ができていない中での計画内での洪水とか、そういったものへの対処については、ハード、ソフト両面でしっかりやっていきたいということとは方針の中で議論はさせていただいています。

整備計画の中でも、本日後ほど説明させていただきたいと思いますが、危機管理ということで、通常の整備計画論の範疇外とも思われるようなところに含めましても、我々としてこういうふうにしたいということを御説明させていただいて、それについてまた御意見をいただければと思っております。

○小尻委員 今のは、基本的なところは考える必要はない。ただし、何かでちょっとその辺の付置も考えたいという、そのあいまいなところの意味なんですか。考えないなら考えなくて、まずは基本ベースですよね。ちょっとよくわからないのが、どこまでどうリスク。

○辻本委員長 多分スタンスは、基本方針もずっとそうなんですけれども、計画規模みたいなものを考えて計画を立てる。計画規模を超えるものについては、危機管理みたいなもの

のをやりますということだけをうたうというのが基本方針ではよく書かれます。整備計画でも、それを踏襲しようと。例えば、伊勢湾を超えるような台風についての対応は考えますよということをおいて、別途、別の委員会なり仕組みを立ち上げてやっていけるスタンスと思います。

整備計画の中で、どれぐらいの規模を考えて、それについてもどんな対応でインフラ整備をやるのか、危機管理対策でやるのかということまで細かくは決めていかない。いわゆる計画というものは、ある領域を決めて立てるといふようなスタンスだというお答えだったと思うのですが、今の説明でよろしいですか。

○事務局（細見） 危機管理の方の具体的には、濃尾平野の方では1/1,000の洪水で破堤させる。それから、スーパー伊勢湾で、910hPaで、伊勢湾台風コースで上陸したその複合災害で、すべてハザードマップをオープンにしまして、どういうふうな形で危機管理行動計画をとるかというようなところは、もう既に協議会をつくって議論をしております。

整備計画といいますのは、後ほどまた説明をさせていただきますけれども、どちらかというと、整備ですから、防災ステーションをしっかりと危機管理のためにつくっていくとか、どちらかというとハードっぽいような整備のところが主たる記述の内容になってこようかと。施工の場所まで全部明定してまいりますので、そういった形で危機管理対策として整備計画バージョンではしっかりと書けるところは書いていきたいと考えています。

○辻本委員長 よろしいでしょうか。危機管理についても、ハードでサポートできるところを整備計画では取り込むけれども、危機管理でねらっているソフト的な管理体制とか、どれぐらいのレベルまでどういう方法で守るのだという具体的なことは整備計画の範囲外だと。

そうすると、本当にどれぐらいの危機管理をきちっとねらっているのかわからないまま、それをサポートするハードだけを支えるというのも変な話なんだけれども、その辺は見えそうだという。ほかで別で議論されているので、同じ組織で危機管理の議論も協議会等で議論されているので、それを傍らに置きながら、それを見据えながら、ある程度それをサポートするハードは整備計画の中に取り込んでいきたいというお答えだと思います。

ほかよろしいでしょうか。

幾らでもまた戻ってこれますので、先に議論を進めて、またそういう視点からも御議論いただきたいと思います。

引き続き、木曾川水系河川整備計画のたたき台（骨子）と書いています。ここでどん

なところを目指すのかというふうなことが御説明になるかと思しますので、この話を聞いてから、また課題等についての議論も含めていただいて結構です。

それでは、これについての御説明をお願いしたいと思います。

説明は30分ぐらいを予定しているとお書いてありますけれども、そんなものですか。

○事務局（鈴木） 木曾川上流河川事務所の鈴木と申します。よろしくお願いします。

それでは、着席して説明させていただきます。

それでは、木曾川水系河川整備計画たたき台（骨子）につきまして説明させていただきますと思います。

まず、たたき台の骨子を説明させていただく前に、議論のポイントを説明させていただきますと思います。ページ数は右下に打ってありますので、そちらも御参照願います。

まず、河川整備計画に定める事項ですけれども、整備計画を策定するには、計画に定める事項については、河川法の政令第10条の3項において規定されております。整備計画の目標に関する事項と整備の実施に関する事項とされております。

今回の河川整備計画のたたき台の骨子ですが、整備計画の目標と河川の工事や維持の主な整備のメニューの案について示しております。

次ですけれども、河川整備の目標をどう考えるかについてでございます。

河川整備計画では、目標に関することとしまして、計画の対象区間、対象期間及びそれらの計画区間や期間内におきまして達成すべき具体的な目標を、治水や流水管理・水利用あるいは環境について定めることになっております。

今回のたたき台の骨子では、区間、期間、目標について御意見をいただきたいと思っております。特に河川整備計画の目標につきましては、河川管理者の考え方を選択肢として示しております。今回この選択肢が適切かどうかについての御議論をいただければと思っております。

続きまして、主な整備メニューの議論のポイントについて説明したいと思います。

今回のたたき台の骨子では、河川整備の実施に関することのうち、木曾川水系におけます主な主要整備メニューの案につきまして項目のみを示しております。

具体的な整備箇所につきましては、今回の御意見を踏まえながら検討しまして、次回以降お示ししたいと思っております。また、整備メニューのうち、連絡導水路や新丸山ダムの大規模事業につきましては、先ほど今後の進め方でもありましたように、今後集中的に御意見をいただく場を設けたいと思っております。

議論のポイントは以上でございます。

次に、今回御議論をいただきたいと思います整備計画のたたき台の骨子の内容について説明させていただきます。

まず、今後定めていく河川整備計画の全体構成のイメージについてですが、全体構成としましては、木曾川水系の現状と課題、目標、計画対象区間、計画対象期間、次に、河川工事及び河川の維持や目的、種類、そして最後に、工事の具体的な箇所を示した横断図などの附図により構成してまいりたいと考えております。

今回のこの委員会では、この計画の対象区間や対象期間、目標と整備メニューなど、整備計画の骨子となる部分につきまして御説明させていただきまして、その方向性について御議論をいただければと考えております。

まずは計画の対象区間と計画の対象期間についてでございますけれども、計画の対象区間としましては、直轄区間として国で管理しております大臣管理区間及び目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域としたいと思っております。

また、対象期間につきましては20年～30年を目安ととらえておりますけれども、本計画では30年を対象期間として設定しております。

続きまして、河川整備計画の目標ですけれども、まずは治水の目標についてでございます。次のページに流域図を添付しておりますので、地点等につきましては、こちらを参照願えればと考えております。

現況の施設能力としましては、河道では、日本ライン上流付近、これは河口から約67km地点付近の美濃加茂市付近でございますけれども、こちらが最も流下能力が低く、約1万1,800m³/sとなっております。ダムの洪水調節能力につきましては、既設のダムによりまして800m³/sのカットを見込み、計1万2,600m³/sでございます。

目標設定として考えられる選択肢は、1の現状のまま、2の戦後最大洪水対応、3の長期的な目標でございます基本方針の流量を安全に流すという、この3つの設定をしております。

河川管理者としましては、現在の河道の部分的な掘削と、現在事業に着手しております新丸山ダムの整備を組み合わせることによりまして、財政的な対応と早期の発現を可能にする2-1を選択します。

次は長良川の目標ですけれども、こちらは木曾川同様、現況の施設能力としましては、河道では岐阜市の大縄場大橋付近、こちらは河口から約49km付近上流に上がったところ

でございます。こちらが最も流下能力が低くございまして、約 $7,100\text{m}^3/\text{s}$ となっております。ダムは、現在岐阜県におかれまして整備中の内ヶ谷ダムで約 $200\text{m}^3/\text{s}$ のカットを見込んでおります。

考えられる選択肢としましては、木曾川同様、1の、現状のまま、2番目としまして、戦後最大洪水対応、3つ目は、長期的な目標でございます基本方針の流量対応、これの3つを設定しております。

長良川の中流部の遊水機能が大きなテーマとなっておりますことから、河川管理者としましては、中流部の遊水機能を図りながら、河道については、堤防や河岸の安全性を確保しまして、できるだけ護岸整備等、膨大な経費が発生しない河道掘削ができるような整備をしていくことを考えまして、2-2を選択します。

なお、遊水地等の整備につきましては、現在指定区間でございますので、関係機関との調整をしながら実施していきたいと考えております。

また、支川におきましては、本川とのバランス等を考えながら定めていきたいと考えております。

次は揖斐川の目標でございますけれども、揖斐川の目標流量の説明をさせていただく前に、14ページの揖斐川の降雨特性の図をごらんいただきたいと思っております。

揖斐川の雨の降り方としましては、大きく2つのパターンがございます。まず、本川上流で雨が強く降るパターン、戦後最大洪水でございます昭和50年8月洪水は、まさにこのパターンでございます。右の図は比較的大きな支川でございます根尾川上流で強く降るパターン。これは平成14年7月洪水のパターンで、このとき根尾川で戦後最大流量となっております。揖斐川の目標では、この2つの降雨パターンを踏まえて検討しております。

治水の目標に戻りますけれども、まず揖斐川の施設能力でございますけれども、河口から約44km付近の鷺田橋下流付近が最も低く、約 $3,700\text{m}^3/\text{s}$ となっております。ダムは現在試験湛水中の徳山ダムと横山ダムによりまして、戦後最大の昭和50年8月洪水に対しては約 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ となっております。また、根尾川型洪水の戦後最大洪水でございます平成14年7月洪水に対しましては $600\text{m}^3/\text{s}$ のカットを見込んでおります。

考えられる選択肢としましては2つございまして、1は、現状のまま、それから、本川型、根尾川型の戦後最大洪水に対する選択肢の2つを設定しております。

揖斐川についても、木曾川と長良川と同様に、戦後の洪水に対しまして安全な川づくりという目標を持ちまして、河川管理者としましては、徳山ダムや横山ダムの事業を継続し

ながら、残された河道の整備を行うことと考えております。

なお、2-1を、このことによりまして基本方針流量の6,300m³/sにつきましても、本川の基準点ではHWL以下で安全に流すことができるようになります。支川につきましても、本川とのバランスを踏まえながら決めていきたいと考えております。

15ページ目でございますけれども、治水の目標の最後としまして、先ほどもございましたけれども、危機管理対策の目標について御説明させていただきます。

ゼロメートル地帯を抱えます木曾川水系では、計画を上回る洪水や高潮、整備途上で災害が発生した場合、また、大規模地震の直後の災害を軽減するためにどのような目標を持つべきかについてでございます。

考えられる選択肢としては、1つ目の、計画を上回る洪水の発生を想定した危機管理を行う。2つ目は、この1に加えまして、大規模な高潮が複合的に発生した場合。3つ目は、さらに洪水、高潮に加えまして、東南海地震などの大規模地震が複合的に発生した場合を想定するというものでございます。

河川管理者としては、まず広大なゼロメートル地帯を有すること、また、伊勢湾台風や濃尾地震などを経験していることから、3を選択しまして、洪水、高潮、地震が同時に発生した場合を想定しまして、ソフト・ハード一体となる総合的な危機管理体制を構築していくことと考えております。

続きまして、これまでの目標を達成するために必要な整備メニューをまとめております。

具体的なイメージとしましては、別途配付させていただいております主な整備メニューのイメージを御参照願えればと思います。

治水の主な整備メニューとしましては、大きく6つの柱を立てております。

Iつ目としまして、水位低下として、河道の整備、新丸山ダムの整備、長良川中流域の遊水地などがございます。

II番目としまして、堤防強化でございますけれども、こちらは護岸整備や砂堤堤防対策など、洪水の通常的作用に対する堤防の安全性の強化や津波・高潮対策など。

IIIつ目は、ネックの解消としまして、洪水の流下を阻害する橋梁等の横断構造物の改築でございます。

IVつ目の内水対策としまして、排水ポンプの整備が挙げられております。

V番目のリスク対策としましては、輪中堤の活用や、二線堤の保全ということでございます。

VIつ目の危機管理対策としましては、災害復旧の拠点となります防災ステーションの拡充等のハード整備や危機管理行動計画等の検討をしてみたいと思います。

これらの対策を中心に、今後、整備計画の具体案を検討していきたいと考えております。

治水の説明については、以上でございます。

続きまして、流水管理・水利用の目標について説明させていただきます。

木曾川におきましては、利水先行の水資源開発が行われてきたことから、渇水時には河川流量が大きく減少しまして、魚介類のへい死や河川利用等への影響が発生しております。実績で見ますと、木曾川の下流に位置します成戸地点におきまして、10年に1度発生する渇水、いわゆる1/10渇水時の流量は約 $28\text{m}^3/\text{s}$ でございます。また、異常渇水時であった平成6年の最小流量は $0\text{m}^3/\text{s}$ のときが観測されております。

これに対しまして、動植物の生息、生育等のために必要な維持流量は約 $50\text{m}^3/\text{s}$ でありまして、流量が大きく不足している状況でございます。

河川管理者としましては、新丸山ダムあるいは木曾川水系の連絡導水路の整備によりまして、異常渇水時におきましても維持流量の一部を回復するとともに、水利用の合理化にも努める2-1と2-2を選択します。

18 ページは木曾川水系連絡導水路の概要ということで、簡単に説明させていただきますと、木曾川水系連絡導水路の目的は2つございまして、1つは、木曾川水系の異常渇水時におきまして、徳山ダムの渇水対策容量の水を木曾川及び長良川に導水することによりまして木曾成戸地点で約 $40\text{m}^3/\text{s}$ を確保しまして、河川の環境の改善を行うことでございます。

2つ目は、徳山ダムで開発しました愛知県及び名古屋市の都市用水を最大 $4\text{m}^3/\text{s}$ 導水することによりまして、木曾川で取水できるようにすることでございます。

導水路のルートは、揖斐川上流から木曾川上流に導水することを基本としまして、木曾川への導水の一部を長良川を経由する計画となっております。

次は、木曾川上流ダムの不特定容量と徳山ダム渇水対策容量によりまして木曾成戸地点で約 $40\text{m}^3/\text{s}$ 確保の仕方のイメージですけれども、左下は木曾成戸地点の河川流量のイメージ図でございまして、縦軸に流量、横軸には日となっております。破線で示しております1/10規模の渇水時の流量に対しまして、異常渇水時にはさらに流量が少なく、期間が長く続くこととなります。

計画では、1/10規模の渇水時には新丸山ダムを含む木曾川上流ダムの不特定容量によりまして $40\text{m}^3/\text{s}$ まで回復し、さらに異常渇水時には徳山ダムの渇水対策容量によりまして

40m³/s まで回復する計画でございます。

ただし、実際の運用におきましては、途中段階での渇水と異常渇水の判断は非常に困難であることから、例えば、不特定容量が半分程度になったときから徳山ダムの渇水対策容量の導水を開始することとなるため、1/10 規模の渇水時におきましても渇水対策容量の水が流れる場合がございます。

続きまして 19 ページ目でございますけれども、長良川の目標でございますけれども、長良川におきましても、木曾川ほどではないものの水利用が図られておりまして、渇水時には河川流量が大きく減少している状況でございます。実績で見ますと、長良川の中流に位置します忠節地点におきまして、1/10 渇水時の流量は約 16m³/s でございまして、異常渇水でありました平成 6 年の最小流量は約 7m³/s が観測されております。

これに対しまして、動植物の生息、生育等のために必要な維持流量は約 26m³/s でございます。

河川管理者としましては、連絡導水路を上流分割案で整備することによりまして、異常渇水時におきましても維持流量の一部を回復するとともに、水利用の合理化に努める 2-1 と 2-3 を選択します。

次は揖斐川ですけれども、揖斐川におきましても、渇水時には河川流量が大きく減少しております。実績で見ますと、揖斐川の中流に位置します万石地点におきまして、1/10 の渇水時の流量は約 4m³/s でございまして、また、異常渇水時でございました平成 6 年の最小流量は、連続的に約 0m³/s が観測されております。

これに対しまして、動植物の生育等のために必要な維持流量は約 30m³/s でございます。

河川管理者としましては、徳山ダムによりまして、異常渇水時におきましても維持流量の一部を回復するとともに、水利用の合理化に努めるものとして、2-1 と 2-2 を選択します。

次は、流水管理・水利用の選択肢におけます主な整備メニューをまとめたものでございます。

I は、適正な流水管理や水利用の推進のためのメニューでございまして、①としまして、河川維持流量の回復のための不特定容量の確保として、現在建設中の新丸山ダムによりまして、木曾川におけます河川環境改善のための不特定容量が確保されます。②は、水利用の合理化の推進、慣行用水の許可化の推進、③には、低水管理に必要な情報交換等を挙げております。

Ⅱ番目としまして、渇水時における対策の推進としましては、ソフト対策を4項目挙げております。

Ⅲつ目には、異常渇水対策の推進としまして、①徳山ダム渇水対策容量の活用、②ダム等の総合運用の実施を位置づけております。

Ⅳつ目には、新たな社会要請の対応のため、河川流量の再生としまして、発電バイパス区間の流量回復、②としまして、都市河川等の水環境の改善としました。

流水管理・水利用の説明につきましては、以上でございます。

22 ページの環境の目標でございますけれども、こちらの目標は、治水や流水管理のように数値的な目標の設定は困難であることから、各事項別、河川別に基本理念的なものとしております。

まず、木曾三川全体としましては、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある河川環境の目指すものとして、大きく4項目に分類しております。

これらの理念を念頭に各河川の目標としましては、木曾川は、雄大な木曾川らしい多様で変化に富む自然環境及び木曾川を特徴づける動植物が今後も生息できる生息・生育環境を保全・再生することを、また、清流である長良川は、1300年の歴史を持つ鵜飼が営まれ、水浴場として利用されるなど、川と人とのかかわり合いが深い河川でございまして、その前提となる良好な自然環境を保全・再生することとしまして、揖斐川につきましては、揖斐川特有の豊かな湧水・水際環境を保全・再生するとともに、床固や堰などの構造物や渇水時の瀬切れ等により失われている連続性を回復しまして、生物のすみやすい河川環境を保全・再生することを目標としました。

続きまして、環境の整備メニューでございますけれども、Ⅰの河川環境の保全では、多自然型川づくりや自然再生事業、魚がすみやすい川づくり、Ⅱの川と人とのふれあいの増進では、水辺のふれあい拠点の整備や景観の保全、地域住民やNPO等との連携を推進でございます。

Ⅲの河川の特質を踏まえた維持管理では、ゾーニングによります保全や利用者のルール、マナー、教育、住民やNPOとの連携の推進でございます。

Ⅳの水質の改善では、支川の浄化や伊勢湾の再生、わかりやすい水質基準の整備としました。

環境の説明については、以上でございます。

続きまして、維持管理の考え方でございますけれども、維持管理の実施に当たりまして

は、木曾三川の河川の特性を十分に踏まえまして、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切に進めるため、おおむね 5 年間の河川維持管理計画を作成しまして、計画的に維持管理を行ってまいります。

具体的な実施に当たりましては、河川維持管理計画に基づきまして河川の状態や変化を常に監視、評価しまして、改善を図りつつ、計画の見直しを一連のサイクルで行い、維持管理を効率的・効果的に実施していきたくと思います。

最後に維持管理の整備メニューですけれども、メニューとしましては非常に多くございまして、I から XI の項目立てをしております、具体的なイメージとしましては、先ほどと同様に別途配付しております整備メニューのイメージを参照していただければと思います。

メニューとしましては、河川管理施設、許可工作物については、適切な巡視、点検を行いまして、その機能が十分発現できるような効率的な補修、更新を実施します。

2 つ目としまして、自然構造物でございます河川は、河川の中はもとより、その周辺の状況を踏まえまして、河川特性、環境にも十分配慮しまして維持を図ります。

3 つ目の流木、ごみ等の不法投棄などは、社会的な問題となっております関係自治体とも連携を図りながら対応を図ってまいります。

4 つ目のダムに関しましては、本体並びに貯水池について施設の維持を図ります。

危機管理対策、地域の連携につきましては、水防管理団体、水防活動への支援を行うとともに、河川愛護団体とも連携しまして、河川利用の適正化を図ってまいります。

河川の維持管理については、以上でございます。

最後のページになりますけれども、ただいま説明させていただきました治水、流水管理・水利用、環境、維持管理等のそれぞれの整備メニューを一覧にしたものでございます。

以上で整備計画のたたき台の骨子について、雑駁でございましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。本日一番議論していただきたいのは、今御説明いただいた部分です。

今日の説明で委員の方々に何を事務局が伝えたかったのかということ、河川整備計画というのは、どんなことが書かれているのかということが 1 つでした。河川整備計画の中身にはこんなことが書かれていますよ。そのうちの 1 つが現状と課題であったし、そのほかに期間であるとか対象区域が書かれています。その後、目標とか、その目標を達成するためのメニューが書かれます。そしてあと、位置図等がつけ加えていかれることとなります。6 ペ

ージに書かれているものです。

現状と課題についてはこれまで議論してきたもので、対象区間というのは直轄区間が中心ですよ。ただ、そこで効果を発揮するための指定区間あるいは流域も入ります。対象期間は30年です。

ここまでは少し御異論のある方がおられるかもしれませんが、それだけのことなんですけれども、本日議論していただきたいことの主なところは、その次の整備計画の目標で、本日は、そのまま何もしなければどれぐらいの安全度あるいは治水、利水の満足度が得られるか、環境も含めてということと、あるレベルまで整備すると、どんなことが目標となり得るか。あるいは基本方針レベルではどうかというようなことが選択肢みたいに書いているのですけれども、その中間というのも当然ありかと思えます。

それから、そういうものを達成していくためには、どんなメニューがあるかということも書かれています。メニューはいろいろ個別に議論しなければいけないのですけれども、特にこの木曾三川の流域で問題になってくるのは、新丸と導水路計画ということで、これについては、その主な議論は次回に回すのですけれども、どんなメニューがどんな目標達成に必要なのかという議論は本日もできるかと思えます。

というふうな御説明がそれぞれあったわけですから、少し復習もしてもらって御意見をいただくということで、私がいただいたタイムテーブルでは、この辺で少しブレイクして、この冊子を持って行って休憩いただいて、そして休憩が15分ですから、3時から4時半ということで、残りの議題に入る前に、これの質疑応答が40分から50分予定されていますので、ここが本日の大事なポイントだということで、しっかりチェックいただいて、3時に再度集合いただくということでお願いしたいと思います。

それでは、ブレイクしたいと思います。

— 休 憩 —

○辻本委員長 それでは、予告しました時間になりましたので、骨子について御意見をいただきたいと思えます。

どこからでも結構ですけれども、全般にかかわることでも結構ですし、整備計画に書く内容についても結構です。治水目標、利水目標、環境目標、それぞれについての意見も結構ですけれども、最初、どこからでも意見をいただいて、もし話題性が固まってくると、

それについて集中的にということですよ。

○寺本委員 どこからでもということなので、後ろの方の 23 ページに環境の主な整備メニューのところ、水質の改善の②に伊勢湾の再生とあります。整備計画に書くには、ちょっと大き過ぎるテーマかと、多分支川の浄化とか河川の干潟の回復とかといったことを通じて伊勢湾の再生に貢献するということだと思っているので、これはちょっと大上段過ぎるかと思いました。

○辻本委員長 ほかはいかがでしょうか。

○関口委員 ちょっと質問に迷うのですけれども、基本方針委員会でその河川小委員会のメンバーがここにいるので、ちょっと伺いたいです。治水の目標とした場合に、基本方針で、例えば 8 ページで流量を計画高水位以下で安全に流下させる。この計画高水位を決めた根拠を、ほとんど治水はこれを目標にしてやるわけで、この計画高水位はどういう前提で決められているのかということが気になります。これは枠組みみたいなものですけど、つまり、枠組みをある程度理解しないと、ほとんどこの枠組みで押し込めようとしているわけですから、そうすると、この計画高水位を決めた根拠は何ですか、どういうふうな根拠ですかということをお答えをある程度ちゃんと説明してもらわないと。

○辻本委員長 そうですね。わかりました。

流量はそれぞれ 1 万 6,500m³/s とか 1 万 9,500 m³/s を計画にしますと言っているが、一方では、どの計画でも計画高水位というものが決まっている。確かに流量の話は計画規模が 100 年に 1 度とか 200 年に 1 度という話があるのだけれども、川の方の計画高水位、堤防の高さを決めるものなんでしょうが、それはどうやって決まっているのですかということについて、どなたがお答えになりますか、計画課長よろしいですか。

基本方針でも計画高水位は書かれているし、整備計画でもそれは踏襲しますね。流量の方は基本方針に書かれた流量は 200 年に 1 度の流量、それから、整備計画では 100 年ぐらいを対象としましょうという形で議論するのだけれども、計画高水位はいつも「ありき」みたいな話ですね。そのところを説明いただけますか。

○事務局（山口） 「ありき」というふうにイメージでとらえられるとそうなのですが、木曾川水系につきましては、これまでも工事实施基本計画というもので堤防の整備、もしくは堤防の断面の拡幅、河道の掘削ということで、流量の確保に努めてきたところでございます。既によく御理解いただけているかと思いますが、治水事業というのは短期間でするものではなくて、十分歴史的な経緯を踏まえた上で整備を進めてきているところでござ

います。

工事実施基本計画の範疇で堤防を整備してきたところをごさいます、その中で計画高水位という、今まさに辻本先生がおっしゃったように、堤防高を決める根拠となっているものがありますけれども、当方といたしましては、工事実施基本計画で定めておりました計画高水位を大前提といたしまして、というのも、堤防の高さ、断面等をいじるところまでいくと、また治水事業自体が大きく、例えば引堤すればいいじゃないかとかといった議論になっていきます。基本的な目標を定めていくに当たりまして現状を最大限踏まえながら、これからの目標をつくっていくというスタンスで計画を考えましたので、計画高水位につきましては、工事実施基本計画と変えないという前提条件のもとに検討を進めた次第でございます。ちょっと回答になっているか、あれですけれども。

○辻本委員長 多分でそれで間違いないと思うのだけれども、歯切れが悪いので、ほかのいろんな説明を聞いた方がいいと思いますので、細見さんから。

○事務局（細見） 計画高水位と申しますのは、歴史的にお話し申し上げますと、デ・レーケが来たときに初めて計画高水位、余裕高というスタンスが堤防のところに持ち込まれました。つまり、堤防と申しますのは、大変長大な構造物ですので、それまでのデーハイ（DHWL）と申しますけれども、被災水位までは持ちこたえた実績があるということで、明治のときに被災水位をもとにこの計画高水位を定めました。

こういった低平地河川では、その計画高水位は低いほど破堤したときのポテンシャルは低いので、一切上げないというのが治水計画の原則です。ただし、例外が 2 河川ございまして、それは信濃川と、実はこの木曾川です。地盤沈下を起こしてしまったものから、昔のデーハイの堤防の高さのところを若干上げざるを得なかった。やっではいけない禁じ手をやってまで HWL の洪水を水位設定して堤防を築造してきたという歴史的に決まってきた高さになります。

その高さ以下でどれだけ洪水が流れるのかという能力の話は、川の断面積の話になるのですけれども、ここの木曾川で申し上げますと、河床の安定とか、今まで洗掘されてきてそれが落ち着いている様子といったものを分析しまして、今の形状のところであれば 1 万 6,500 m³/s が流れる、ダム除きで河道の部分でしかるべき流量が流せるという形のもとで、この戦後最大洪水をダムと一緒に流せるという形で設定しているということございいます。

○辻本委員長 よろしいでしょうか。

○関口委員 理解できたという言い方を悪いけど、それで理解できました。

そういう前提で話をすると、先ほど部長さんが説明されたように、危機管理とか洪水に対する対策のソフト面はどうするのかといったときに、どういうときにはこういうふうになりますよというハザードマップを既に公開されているとおっしゃいましたね。そういうときに、操作はそっちの方でやっているのだから、この河川の危機管理は、どちらかというと、ハードで対応するような整備方針になるのではないかということをおっしゃったけれども、でも、そのハザードマップをつくるときの前提は、この河川の状況がこういうときになったらこうなりますよということです。

そうすると、この委員会でハザードマップをつくったときの前提条件をある程度ここに出してもらって、それとここの危機管理の状態がうまく整合しているのかどうかということをしないと、ばらばらという言い方は悪いけど、箱物とか整備計画でいろいろのことをしようとして、ソフトの方はそちらに任せていますというときに、公開されたハザードマップの前提は、この河川との方針でどういう絡みになっているのかということを出してもらわないと、危機管理の問題についてはソフトなしに、ソフトとハードというのはカップしてやっているわけですから、そういう面は整合というか、その前提をある程度、ここで議論という言い方は悪いのですが、我々が知識を共有していないといけないのではないかとこのように思います。

○辻本委員長 そのようになっているはずなのです。今のハザードマップは工事実施基本計画、前の計画に基づいてどういうものが考えられているかという、いわゆる治水インフラができていながら計画規模の洪水が来たらどんなふうにとすることを想定して議論されます。それは浸水想定区域図といって河川管理者が公表しています。それを使うか使わないかは、ハザードマップをつくる防災を考えている人たちの今のところは自由になります。だから、使っているところもあれば、使っていないハザードマップを出しているところもある、現時点では。

○関口委員 それならその工事計画方針みたいなものと、我々がここで議論しようとしている危機管理の、それがどこがどう違ってくるのかということを確認にしないとイケないですね。

○辻本委員長 そうですね。それは多分きちっと書き込まれる。この計画に基づいて浸水想定区域図が出されて、そして、それに基づいて防災危機管理を担当のところで行きましょう、あるいは一緒になってやりましょうというふうな書き方に多分なっていくかと思

ます、全国横並びに。

○藤田委員 恐らくその辺は間違いなく整合性のとれたものにしなさいとか、そういったものはこの整備計画の中で書いていくことになると思います。個別のどうこうということではなくて、そちらの方になっていくのだと思います。

それで、先ほどの計画高水位の経緯はよく理解できたのですけれども、それが現在まで100年以上も踏襲されてくるという、かつてここまで来たのだから、それはのめという言い方になるのだと思いますが、それが果たして合理的かどうかという判断は必要だと思います。そういったことを加えた説明が前提としては必要ではないだろうか思われます。

多分基本方針では、ポイントの基準点の計画高水位が書かれますけれども、縦断形状については、それにプラスされてその図に書かれたときに、それがいかに合理的なものなのかどうかということも、同じように説明されていかないといけないのではないかと感じているわけです。

○辻本委員長 ありがとうございます。

説明の方でも、基本方針の考え方では、基準点だけの表示だから整備計画で議論するときには、各地先地先で本当に計画高水位がそれでいいのかどうかというチェックはあまり今までそういうことを丁寧に議論されていることはなかったのですけれども、場所ごとに整備計画を記述していく中で、それを忘れないようにしていただくという御意見だと思いますし、それはそのとおりでしょうね。

今のお話を聞いてもなかなかバックグラウンドがそんなに丁寧なものではなかったから、木曾川では基準点以外の計画高水位については、整備計画の中でそれが合理的なものかどうかはきちっとチェックするという項目はやっぱりあった方がいいでしょうね。

○藤田委員 そうですね。できる限りということで。

○三宅委員 計画高水位ですけれども、明治時代にドールンが来てやったのですが、それ以来、計画高水位がそのままになっていると思います。先ほども話が出ましたけれども、地球温暖化で変わってくると思います。だから、地球温暖化のデータが全然出ていないと、計画高水位も変わるのではないかという不安が感じられるのです。

それで、地球温暖化の、例えば渇水するときにはどういうことが起こったか、逆に、雨がものすごく降ったときには全国的にどういうことが起こったかというデータも一緒にやっていないと、正しいという言い方はおかしいですけれども、正しい計画高水位も出ていないのではないかと。ただ、先祖が築いてきた計画高水位の技術をそのまま踏襲するとい

う時代では、やはり時代が変わってきているのではないかと、そういうような気がいたします。

○辻本委員長 ありがとうございます。

○重網委員 この計画を拝見しまして思うのですけれども、この計画実現にお金が幾らぐらいかかるとかということです。これは全然ノータッチです。だから、後でいろいろ発表があるかもわかりませんが、この辺を少し考えていかないと、これから日本の国家財政、それから道州制になるかもわからないという地方自治体との関連もあるでしょうが、これはある程度この委員会に出してもらいたい。住民は自分たちが税金を出すわけですから、どのくらいかかるのか、何かはつきり出していただきたい。

○辻本委員長 例えば、治水の目標が 1、2、3 と書いてあって、河川管理者としては 2 を選択しますと書いてあって、財政の制約からということは、ある程度財政の制約というのは、事務局側からは見えているのだけれども、流域委員会の皆には見えていないというのは、少なくともどの財政レベル、どの年度の予算レベルとか、何らかある程度想定されたものがあるはずですよ。これはどんなふうにされているのですか。

もう一つは、木曽川、揖斐川、長良川にそれぞれ配分する額に差がつけられるのかどうか。それから、治水と利水と環境という 3 つの項目があるのだけれども、それに対して全体の予算を比率を変えながら投資していくということがあり得るのかどうか、その辺も含めて現在どんなふう考えられているかということと、変える可能性、将来性、この 3 つ お願いできますか。

○事務局（山口） 事業費の話の財政の制約ですけれども、当然やぶから棒に青天井でどんどんお金があるというのは理解していないので、その選択肢の中で財政の制約と書かせていただいているのですが、おおむね近年、5 年程度の事業費の平均的なものを一応にらんではいます。ただ、整備目標自体を今御議論いただいている中で、それを達成するための各場所場所によって、また同じ流量を確保するためにも堤防を高くしたり、また河道を振ったり、施工方法とかにもよります事業費は当然振れてきますから、今個別具体的な事業費等については、当然計算等はまだお示しはできない段階ではございますが、将来的には、流域委員会の中でこの目標を達成するには、この程度の金額は必要ですよということはしっかりお示ししたいと思っております。今財政の制約というものにつきましては、近年 5 年の平均的な事業費を一応にらんではおります。

○辻本委員長 それで、木曽川、長良川、揖斐川への配分とか、治水、利水、環境への配

分も、ここ5年の比率でこれぐらいのところができるだろうと、こういうイメージだと。

○事務局（山口）　そうですね。分野ごとの配分等は、特段まだ検討はいたしておりませんけれども、総パイといいますか、全体的な事業費というイメージでは、近年5年程度を想定しております。

○辻本委員長　この辺、どれぐらいの議論ができればよろしいですか。

○藤田委員　さきほどおおむね30年と、30年は5年間掛ける6倍ですから、6倍ぐらいの枠の中で、多分プライオリティーをどういう格好でつけていくかというのは、この場での議論とか、そういったものがかなり大きなウェートを占めてくるのではないかと。最初に御挨拶があったように、どういう格好で位置づけをするかということがありますので、そういうところについて、管理者からきちっと根拠とか伺いながら議論していくことが、この後必要になってくるのではないかと思います。

○事務局（細見）　要するに30年分の過去5年の投資額みたいな目安で一たんは作業したのですけれども、それでも全然そういった形になっていないという、まだ素案を書いてない、たたき台のレベルなので、揖斐川や長良川をもっと重点的にやった方がいいとか、先生方のいろんな御意見がこれからまた出てきます。そういったものを踏まえて、少なくとも今のスケジュールからいったら2回ほど後には、そういった形をお示しして正式に御議論いただいて、B/Cみたいな議論をしていただくこととなりますので、私どもの作業がまだ追いついていないというのが正直なところでございます。もう少し時間をちょうだいしたいと思います。

○辻本委員長　仕組みだけ何かのときにもうちょっとお話をいただけたら、何が制約条件になるかをどう考えるべきか。5年の予算の横に延ばしたもので本当にいいのか、それは将来予測をどうするのか、あるいは国の行政だけでなくで地方行政としてどれだけサポートできる力があるのかとか、あるいはある事業が決められるか決められないかによって大きな予算が投入されるかどうかということも多分違うでしょうし、横並びの真っすぐ延ばしたのだけではわからないところを、幾つかのポイントを少し整理して委員にお話をいただける機会があった方がいいと思いますので、ちょっと整理いただけますでしょうか。

ということで、次回にその辺の細かい数字でどんな予算で物を考えるかということは、ちょっと難しい状況かもしれませんが、どんなポイントがあるかという、ただ単に5年間の今までの予算のそのままの延長線上で考えて済む問題だけでもないということも説明いただきたいと思いますので、よろしく願います。そういう問題があるというこ

とですね。

○小尻委員 重みのことでお尋ねしていいですか。治水、利水、環境と言われたときに、治水あるいは水量を最優先というふうに判断しておいていいのですか。魚あるいは生態に 30 m³/s だけでも、20 m³/s を採用するということは、その工事をすることによって、あるいはどんな影響が出るかというのはよくわからないけれども、それは犠牲にしてもよろしいと、あとどれくらいで回復するかはちょっとはつきりは把握してないけれどもというふうなとらえ方でいいのですか。

○辻本委員長 今のは治水、利水、環境のどれかに優先性があるのかということですか。

○小尻委員 そうです。これで 2-2 を採用するとか言われていましたけれども、本来は動植物に 50 m³/s 要するのだけでも、30 m³/s のところを採用するという取り上げ方というのは、水量というか治水の方を重視して動植物の方はその後でも。

○辻本委員長 ちょっと待ってください。この水利用で治水というふうに。

○小尻委員 結局、2-2 とかその辺をよく採用されていましたよね。

○関口委員 先生がおっしゃるのもわかるんですけども、僕はむしろその前の問題があると思います。つまり、治水、利水、環境と個別にしていますね。これは必ずどこかでぶつかるはずですよ。だから、こういうときにどこどこがぶつかって問題になりますよという議論の整理を先にして、そのときには、当然今先生がおっしゃったような問題をやる。今のような書き方は個別ですから、それはそれでわかるのですけれども、でも、この 3 つははっきり言ってぶつかりますよ。どこで折り合いをつけるのですかという、だから、この計画の中に個別で書いていますけれども、この 3 つ、4 つがここのところでぶつかりますよという論点がないと、このまま個別でいったら一つ一つは文句なくても、お互いに並べてしまうと、例えば今みたいな話が出てくるし、3 本柱でいっているんだけど、この 3 つがお互いに全部絡んでいるわけですから、そこのところでぶつかりますよ、どういう点で問題点がありますよという整理の仕方をこれと別にしてもらわないと、今我々はそういう問題を全部出すと切りがなくなってくると思います。だから僕は、先生がおっしゃった問題はわかるのだけれども、それ以前の問題でもうちょっとそういう絡みの議論を整理して、具体的にはこういうところでぶつかりますよという。

○辻本委員長 それは、治水のレベルと利水のレベルと環境のレベルが出てきた時点で当然再整理していく予定ですね。

○大野委員 今のことを私も素人ですから強く思っていて、ずっと聞いていてどうい

うふうに問題を整理すればいいのかと考えたのですけれども、素人ですから間違っているかもしれません。ずっと聞いていて 1 つの大きな問題というのは、水の特に降雨量が減ってきているというトレンド的な動きの中で非常に変動が激しいということで、異常対応とトレンド対応みたいなものをどういうふうに考えていくのかというあたりをきちんと整理する必要がある、そんな局面になっているのかと思います。

それから 2 番目は、個別の川と個別の施設の対応力だけではどうもうまくない。そのトレンドで変動性が大きくなっているということでいったときに、ハードとの連携とかソフトの連携みたいなものを上手にやっていかないと、どうもうまい対応力が出てこないのではないかと。

それから 3 番目は、今の関連ですけれども、環境と治水との関係ですが、こういう数字を見ていると、生物を視点を置いた維持水量がかなり不足してきている感じになってきているのかということで、その全体のバランスをどういうふうに考え直すのかというあたりが 3 つ目の問題になってきているような感じがします。

それから 4 番目は、どんどんハードが増えていく、ソフトでも情報でも増えていくということの中で、維持管理にかかるリソース、人とかお金がものすごい勢いで増えるという局面になっているのではないかと。

こんな 4 つぐらいの問題をずっと聞いていてすごく感じたのですけれども、これを全体として、どういうふうにバランスして最大限のコストパフォーマンスを持った効果的な形にしようとしているのかというのは、今回のたたき台のところから必ずしもよく見えないものですから、一遍少し整理していただくとありがたいという感じがいたしました。

○辻本委員長 治水、利水、環境のバランスというだけけれども、今のところ、それぞれがどんなところを要求しているかということを出さないと、お互いにどこどこで今度は取り取引してバランスさせるかということがわからないので、今回は治水ではこれぐらい、利水ではこれぐらい、環境はどんなことを目標とするのかは、ある意味では独立にいつてもらって、この次の段階で先ほど関口委員が言われたように、どこでトレードオフが生ずるのかというのは整理していただくことにしましょう。

それから、今大野委員が言われた中で、水利用に関して、あるいは正常流量とか水配分に関しては統計的な話と、異常渇水対応がごちゃ混ぜになっているという指摘があったけれども、比較的今回きれいに書いていただいて 1/10 規模の渇水というふうなものをイメージして整備していく話と、異常渇水というものを分けて一応書いています。この 2 つを別

立てしてバランスよくという、これも難しい話ですけれども、一応水利用ではそういう話が出ています。1/10 という計画論で話をしているときの渇水対応と、地球温暖化も含めて異常渇水というものについても、水利用の場合には対応していかなければいけないという中で、異常渇水の話も含めています。ここも紛らわしいかもしれませんので、次回のときにはメニューのどれがいわゆる通常の10年に1度とか20年に2度とかいうふうな対応なのか、どれが異常なときに、どう水を分かち合っているのかという話と、きちっと区別して目標とメニューを書きいただくようにしてわかりやすいようにしていただきましょう。

ほかにもあったと思いますけれども、私、ちょっと整理できなかったところがあるので、後に回らせていただいて藤田委員の意見を。

○藤田委員 委員長が今言われたように、現在の目標の話ということで、できるだけこのあたりを3つの機能であれば、その目標として立てていきたい。この後トレードオフという議論に入ってくるのは、そのとおりだと思います。

それで、目標ということで話を見たときに、治水の場合はいずれも戦後最大という目標値がクリアするものとして挙げられています。三川すべてが一見同じような評価になっているので、公平のように見えるのですけれども、実際にはそれぞれのところで違っているのではないかと、簡単にいうと、確率規模なんかを見た場合には、違ってきはしないだろうかとか、住民感情と言われますけれども、そういう観点でいけば既往最大、観測史上最大になるかと思えます。そういったものを基準に置くというのは、ある種の合理性はあるようではございますけれども、もう少し下がって見たときに、これがそういうことになっているのだろうかということ、それが1点です。

もう1点は、揖斐川の場合には、根尾川と本川型と2つに分けられたわけですが、木曾川の場合には、木曾川型、飛騨川型、両川型とありますが、そういう観点で見たときに、この58年の出水というのはどういうものだったかということについても、また説明をしていただければと思います。

○辻本委員長 後者は全く質問ですので、後から答えてもらいます。

それから、計画規模の差というのは、確かに今おっしゃったように、基本方針のときはそれぞれの川で何分の1、計画規模を決めるのに差が出ているのです。木曾川、長良川、揖斐川という形で計画規模を決めるときに差が出たのに、今回の目標設定で事務局提案では、ほとんどが戦後最大洪水だと。戦後最大洪水という規模は、そういう差を含んでいるのか、見ないのか、これは難しい問題です。もちろん戦後最大にターゲットを絞るとい

うときの住民感情は理解できるというのが 1 つの言いわけというとおかしいけれども、そういう考え方もあるということの中で差はどうなっているのか。これはどうでしょう、どなたが答えますか。戦後最大のときは三川差がないじゃないかというのか、それでも差がついているというのか、どちらなのですか。これ説明のときに、最後整備計画が決まったときに、説明として必ず要る話ですので、もし今答えられなくても、ぜひ検討してください。

それから、木曾川について、揖斐川みたいに根尾川型、本川型と分けるようなことは必要ないのでしょうかというのは、すぐ答えられますか。

○藤田委員 その時点でまた説明していただければいいです。

○辻本委員 それもデータの話ですので、後から答えていただきたいと思います。もし差があれば、そういう配慮が必要だということですね。

ほか、どうぞ。

○寄藤委員 資料の 23 ページ、環境の主な整備メニューのところを見ていただくと、私が今取り上げたいのは、ソフトとハードという問題ですが、Ⅱの②③、Ⅲの①②③全部が、具体的には整備メニューとしては、いわばソフトな課題になっています。それに対して 16 ページの治水の主な整備メニューの方を見ますと、この中でソフトな整備メニューとして言えるのは、内水対策の②土地利用の誘導と、最後の危機管理対策の①④ぐらいかということで、治水ということについて、濃尾平野にとっては治水というのは非常に大きな問題なので、ソフトに関する整備メニューというものをもう少し真剣に書いてもらいたいと思います。

具体的には、さっきちょっとハザードマップの話が出ましたけれども、一番末端では市町村がハザードマップをつくっているわけですが、はっきり言ってかなり差があるわけです。非常に専門の目から見たときに、非常にきちんとしたものと、これで本当に役に立つのかと言わざるを得ないようなものも現実にはあるのです。しかも、これは前にも申しましたけれども、市町村がつくりますと、自分の市町村界のところで色を塗るのをやめてしまうものですから、一番大事な部分がわからないことがある。ですから、その辺についてもう少し河川管理者側からの働きかけが明確な形で、こういうところに盛り込まれるような形であるべきではないかと思います。それだけです。

○辻本委員長 何か答えられますか。環境では結構ソフトなメニューが、これは河川管理者が主導的にやれるので、同じソフトでも主導的にやれるもの。それを認識しておっしゃ

ったのだけれども、治水というか、減災とか災害対応に関しては、市町村とか県もある分ではあるでしょう。そういうところが、より主体的になるようなところがあって、ソフトのところをなかなか書き込めない面があるというふうな事情は理解された中で、もうちょっと踏み込むことはどうでしょうか。

あり得る方向でちょっと探ってください。どんなふうを書けばそういうところに踏み込めるかというのは、基本方針の小委員会でもちょっと議論になったのですが、例えば、長良川が 1/100 の規模で基本方針が決まったのですが、岐阜を含む川で 1/100 のレベルの基本方針というのは若干危ないと、そうすると、岐阜みたいなどころでは、本来 1/150 ぐらいの安全度は河川管理者がある程度責任を持って補うべきソフトと、そのサポートというものは考えなきゃいけないでしょうというのは、小委員会で議論されました。ということは、積極的にこの辺については書き込む方法を探らないといけないと私は思っていますので、この整備計画を作成されるときに、若干低目のハードしかやれないところについて、若干踏み出した形でソフトをやるというスタンスでぜひ書き込んでほしい。それが特徴になるかと思しますので、この辺はぜひやっていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

これから議論が進むという視点では、真ん中のところが全部丸が打ってあるのだから、「この辺のレベルで次に考えてみてくださいね」と言うしかないと思うのですが、
○関口委員 治水のメニュー、流水管理、水利用の目標とかというメニュー見ると、結構具体的に書いてあってイメージしやすいのです。環境のメニューという、これは別に木曾川でなくても、どこの河川でも通用する項目ではないかということで、同じレベルになるぐらいにもうちょっと書いてほしいのですね。こんな言い方はおかしいですが、木曾三川でなくても、これはだれでも書けるじゃないかという話で、もうちょっと具体的に木曾川をイメージしているのですよということがわかるようにある程度書いてもらいたい。

もう一つは、治水、利水の面でもそうですけれども、この議論で今まで見てしまうと、ダムをめぐる問題で、僕が目から見ると、土砂対策の問題が大きいですね。議論はいつも開発水量でやっていますよね。だけど、今ダムは 1/3 から 1/4、ひどいところは半分ぐらい土砂が埋まって実際は開発水量の目標よりはるか下ですね。例えば、16 ページに書いてある河道掘削とかをやっていますが、実際はダム湖の土砂の問題は治水、利水とも絡んで大きい問題だと思うのですが、ここに全然メニューが入ってこないのは、なぜなのだろうかという問題と、その土砂の問題は、多分河口域の土砂の供給を遮断させていますから、

河口域の環境問題、それから干潟の問題等全部絡んでいるので、治水のメニューと環境の問題、利水の問題に開発水量でなくて実際今現状は土砂がものすごくたまっていて非常に困っていると思います。その問題は全然出てこないのは、整備計画としては、非常に何か隠してという言い方は悪いけど、逃げているのではないかという、我々はそういう議論をたしかしてきたはずなのにと思っているのです。

○辻本委員長 まず、環境の問題については、どこも基本方針と整備計画は同じことをつらつらと定性的な文章を書いてあるだけだし、今回のものは特に何をやるのかが全然見えないけれども、基本方針でも書いていますレベルには少し整理しておきましょうね。

生き物といったときに、どの地先、どのセグメントで、どんな生き物がターゲットになるかぐらいはきちっと書き込んだものにしましょうと、生き物であれば。

それから、土砂管理については、なぜ木曾川水系であまり書き込めていないかというところが、少し説明が要ると思いますけれども、例えば、ダム群がどれぐらいの堆砂で、どれぐらい有効貯水容量が侵されているのか、あるいは洪水調節容量が侵されているのかという話は、中部地整としてはほかの河川に比べてそんなに深刻ではないということなのか、それとも、関口委員が言われるように、隠しているのか、その辺はどうなんですか。

○事務局（笹森） 利水ダムに関連するダムの堆砂量につきましては、利水の 3-60 ページに岩屋、牧尾、味噌川ダム、阿木川ダムの堆砂状況を示しております。岩屋、味噌川ダム、阿木川ダムの堆砂につきましては、まだ全然問題になっていない状況でございます、牧尾ダムにつきましては、長野県西部地震、これは昭和 58 年にあったのですが、そのときに流域の土砂崩壊が大きくてかなりたまりました。でも、これにつきましてはその後、再開発事業で除去しております。

ここに載っていないのですけれども、横山ダムにつきましても、やはり完成直後の昭和 40 年の集中豪雨とか 50 年の豪雨によりまして、計画堆砂量の 1,000 万 m³を超える状況ですけれども、これにつきましても再開発事業で有効容量の確保という形で努めております。

全国的に見ると、中部地区というのは、かなり土砂の発生量が多くて、ダムに土砂がたまっているという例が多いのですけれども、よく出てくるのが主に発電ダム、天竜川の泰阜ダムとか発電ダムでございます、基本的にはたまっても発電能力そのものにはほとんど影響しないというケースが多くて、洪水調節とか利水とかというものに対して堆積土砂が問題になっているものにつきましては、今申し上げましたように、牧尾ダム、横山ダムについては対策をとっているという状況でございます。

○関口委員 僕が言いたいのは、今のお話もそうですけれども、例えば、河道掘削という手法が治水で出ていますが、生物の環境に非常に影響が大きいですね。そうすると、もう一つの選択肢で、ダム湖にある土砂を、つまり、掘削によって除ける土砂の流量と、ダム湖にある流量を同じぐらいの量を取れるのか取れないのか、お互いのその選択肢の問題があると思います。例えば、ここで掘削で考えている量は、「ダム湖にたまっている土砂を取ったぐらいではとても追いつけませんよ」と言うなら、そういうふうに書いてもらいたし。

○辻本委員長 基本的にダムで洪水対応するのは洪水調節容量で、それから、河道の中で掘削するのは河道の中での対応流量なので、それが配分として決めているという話で、それは決めて議論するときには、当然別物になっている。今言われたように、洪水調節容量と計画高水流量を配分するところまでさかのぼって考えられるかというときに、どちらが有利かという議論はきちっと言っていただくということにしましょうね。

○関口委員 僕は、もう一つ言いたいのは、ダムをつくることの根拠は、多分治水とか利水とかのいろいろな問題で十分根拠があってつくったと思います。だから、そのダムをつくったときの計画の予想の範囲内の降雨量と流量であれば、恐らくうまく抑え込めるのでしようけれども、逆に言うと、それを超えた流量が来た場合に、意外と惨事が大きくなるという話があります。だから、これは危機管理のところの問題と絡むのです。つまり、先ほど委員がおっしゃったけど、この範囲内であればここでおさめられるけど、これを超えてしまうと、今ではアウトですよとか、ハザードマップがこうなりますよという絡みが、いろんなハザードマップを見ていてもどうも見えてこないのが、ダムの機能としては、これ以下は通常の年度で抑えられるけど、ちょっと超えてしまうと、かえってそれ以前よりも惨事が大きくなるという事例はあちこちで多々あると思います。だから僕は、その辺が気になるのです。

○辻本委員長 そうですね。ダムの管理のところはその視点みたいなものは入れていただかないと、1つの洪水で大きく土砂崩壊すると、今言われたようなリスクというものが当然心配されますので、そういう視点はほかの中部地整の川に比べると比較的軽微だとは思われますし、先ほど笹森さんが言われたように、この水系では一つ一つの問題をクリアしてきたことから、あまり深刻にはならなかったのですけれども、書くべきことは書くべきで、横山ダムでやってうまくいったから書かなくてもいいというわけではなくて、問題が今言われたような豪雨があったときには、そういう措置をとったから現在大丈夫なわけで、

そういう措置をとらなければいけないことがあることをきちっと書き込んでおく必要があるということなのでしょうね。今横山ダムの例も言われたし、長野県西部地震での牧尾ダムの話もされたけれども、そのどちらもうまくいった事例で、ほかにうまくいっていない事例が中部にはいっぱいあってこれから苦労されているところがあるけれども、そんな問題はないけれども、何かやったから、ちゃんと対策をとったからうまく機能しているわけで、それをきちっとこの木曾川水系でもやるということは、その事例も含めてどこかで書いておかないといけませんね。

○三宅委員 それから、砂防工事のことがあまり書かれていないのですけれども、砂防工事は30年計画には別なのですか、入っているのですか。

○辻本委員長 それは事務局の方で、砂防についてはどうなのですか。

○三宅委員 そうすると、砂防工事も大変重要なことだと思います。それで、今完璧であるとは決して言えないだろうと思うし、堤防強化は書いてありますけれども、砂防のことはあまり触れてないので、そういうのもきちっとやらなきゃいけないのではないかと思います。

○事務局（山口） 法律上河川整備計画に定める事項といたしまして、河川工事というものものの目的、種類等々、あと維持管理を記すということになっておりまして、砂防工事は対象には今考えておりません。

○辻本委員長 けれども、周辺事項としてやはり記述する必要がありますね。周辺事項として、先ほど言われたどこ地区を指定して工事を限定してという書き方のところでは入らないけれども、注意事項として流域全体への配慮というのは必要になってくるということですね。

○宮池委員 対象期間30年の意味合いについてちょっとお聞きしたいのですけれども、30年というと、こういう事業でいけば大変に普通の時間スケールだろうと思うけれども、一般世間、あるいは企業という目から見ますと、30年というのはあまりにも遠大な、だからといってすぐできるわけでもありませんので、それはわかるのですが、じゃ、これが住民の生活だとか企業の投資だとか、そういう観点で物を見るときに、30年先にはこうなりますよというお話では、これは何も参考にならない。私が死んだ後だろうという話になるのが落ちだろうと思います。もう少し時間スケールの短いもので、例えば10年たったらここまで来る。次の10年たったらここまで来る。もちろん財政の問題があるので、いろいろと難しいのだろうとは思いますが、そういった具体的なものは提示できるということ

が、この整備計画が地域の皆さんに一番結びついてくる話ではないかと思えますけれども、その辺はどんなものでしょうか。

○辻本委員長 整備計画では、ある程度段階的なプロセスの見えるようにという議論は今までもありましたし、小さな流域ではやっているところもありますね。ある程度段階的に、どこまでどういうふうに通達するのだという、その通達の仕方については、木曾川はどうするのですかね。

○事務局（山口） 通達という観点ではちょっと難しい。というのは、これだけのお金を投入すれば、これだけの規模が上がりますというのは、なかなか数字で表現するのは難しい面もありますが、短期間であればですね。ただ、整備計画を一たん30年のメニューを決めたからといって30年間ほったらかしといたら表現が不適切かもしれませんが、そのままではなくて5年ごとに再評価というスキームで、当然今おっしゃられたような財政的な社会状況、変化等々も踏まえながら、計画についてももう一度5年たった時点で再確認する、事業の再評価をするというスキームを今考えておまして、おおむね5年ごとには当然見直しも含めて随時河川管理者として計画を修正、必要に応じてやっていきたいと思っております。

○辻本委員長 一般の人からすると、30年もの計画は、今5年ごとに区切ったときに、どんな5年ごとの順番にやったら効果的に30年に達するのかという議論は、当然普段ならしますね。これはなかなかできない問題なのですか。何から手をつけていったらという優先順位だって当然議論されるべきだし、ここは優先順位は1つも議論しないで、ただ単に並べておくだけにしますか。

○関口委員 いや、プライオリティーの問題は議論するのではないですか。この場でも何回も出てきたから。

○事務局（山口） もちろん例えば、今治水の問題で優先順位というのであれば、当然治水の大原則である下から順番に流下能力を確保していくと、あとは個別に緊急的に危機的に解消しなきゃいけない場所は重点的にやるといった基本的なスタンスは当然我々としても持っておりますし、それについても当然御意見をいただきたいと思っております。

○辻本委員長 だから、優先順位はある程度書けるけれども、それをどの年度内できちっと5カ年計画で組むところまではいきませんよと、これが宮池委員に対する答えだということですね。

○藤田委員 しかし、一種のロードマップを示して、それに対するシミュレーションとか

といったことは通常やられることですし、そういったものがないと、なかなかプライオリティーの議論はできない面があるわけですので、ぜひ工夫はしていただきたいところですね。

○辻本委員長 はい、そういう要望がありますので。

○寄藤委員 5年ごとに評価するという以上、その5年間の目標なり予定というのはあるはずですね。そうでなきゃ評価できないのだから、それをどういう形で我々に示してもらえるのかということはありませんね。

○辻本委員長 やみくもにやって5年たって「ちょっとは進んだやろ」ということでは困るという御意見ですので、先ほども言いましたように、5カ年の計画の立て方はきちっと5年を縛るようなものではなかなか難しいと思いますけれども、優先順位は1つ決まりそうだと。

それから、藤田委員が言われたロードマップ的な姿をある程度頭に描いて、それを書き込んでいくようなものを、それが整備計画の中に書き込めるかどうかは別として、流域委員会には、ある程度見せていただいて、書けるか書けないかの工夫は、また流域委員会の知恵を出してもらってもいいし、無理なら無理でそれは整備計画プラスアルファのところまで我々が持って、生き残った者は監視していきましょう。

ほかはいかがでしょうか。

○寺本委員 繰り返しの話ですけれども、市をリードするようなことも書き込んだらどうかとか、例えば、県との連携とか砂防のことについてとか、いろいろ意見が出ていましたが、私の経験したところでは、例えば、豊川流域だと河川の守備範囲以外のことも書き込んで、その流域圏としての会議を持ったりとかやったり、あまりうまくいっているように思えないのですけれども、そういったところまでは、これは踏み込みたくないとか、やっぱり純粋な河川整備計画として、あまりできないようなことまではというのか、書き込みたくないという感じなのでしょうか。

○辻本委員長 どうですか。

○事務局（細見） 計画対象区間のところで、指定区間のところとか限定しないで、必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域ということで、流域全体も視野に入れた形で、積極的に書き込める内容は書き込んでいきたいというふうには考えています。ただ、そのときに法的権限が河川管理者にないじゃないかという議論は当然つきまといますので、それなりに工夫したワーリングになってこようかと思えます。

○辻本委員長 ありがとうございます。

6 ページに書かれた枠組みの中で、今回 1 つ努力されたのは、対象区間の中を直轄区間だけでなく一部指定区間まで、効果が出現するところについてはそこまではみ出すということ今回書かれていますし、6 ページに書き込む内容にさらに加えた部分が出てくるといふような戦略も木曾三川の整備計画にはあり得るということを想定しておきましょう。

○重網委員 効果が及ぶというのは、具体的に例えばどこですか。

○辻本委員長 計画対象区間の中で、今言われた直轄区間以外でも計画対象区域になることはあり得るのでしょうか。

○事務局（細見） 具体的に言いますと、例えば、21 ページの発電バイパス区間の流量回復というようなところは、少なくとも直轄区間外のところの木曾川のところを本当にどうするのですかというところは、何らか書き込んでいきたいという気はしております。

○辻本委員長 その場合は、直轄に組み込んでいくことになりますね。

○事務局（細見） いいえ、直轄区間とは違うところでの。

○辻本委員長 場合によっては直轄区間に組み込んでいく場合もあり得る。

○事務局（細見） あるでしょうね。遊水地なんかはまさにそんな議論になってくると思います。

○小尻委員 これまた場違いな話になるかもしれないのですが、最近、流砂系の一貫した管理とかというのがよく言われるようになってきています。これは栄養塩とも関連するらしいので、単に流砂としての堆積物じゃなしに、生態とか環境へのプラス側の話として見られるのではないか。だから、これをどういうふうに管理していくかということちょっと教えてもらえたらというのが 1 点です。

もう一つは、リスク管理、危機管理という言葉がちょっとわかりにくいときがあったのですが、流域の中で今の場合は超過確率の大きいのが議論されていますが、そこで何かが起こったときの後対処するネットワークみたいなところの話も含まれているのかどうか、ちょっとよくわからないのです。部分的にどこかが破堤して、それで、どこかが悪くなったらその後、残りはどうするのだと、残りの生存可能性とか、氾濫したところは氾濫したところだけでも、地震だったら地震で水が来なくなると、来なくなったらそれ以外のところの水はどういうふうに運ぶのかとか、そういうのも私は危機管理、あるいはリスクと危機管理の違いがよくわからないという意味はそこなのです。そういう実際に起こったときの対策というところが、ネットワークとしての活用かと思って。

○辻本委員長 ネットワークというのは、地域とか機関とかですね。

○小尻委員 部分的なローカルになるかもしれないですね。その 2 点だけをまた後でも教えてください。

○辻本委員長 あまり時間もなくなってきましたので、1つのポイントは流砂の管理と栄養塩管理、物質管理みたいなものについて、木曾川から提案していけるようなことがあるのだろうかということだと思いますね。今のところはほとんど書けていません。書ける川もあるだろうし、書けない川もあるだろうし、木曾川でそういう試みができるでしょうか、宿題みたいなものですね。

それから、リスク管理は今どういうものを想定していますか。スーパー伊勢湾のような超過外力以外の細かなところで、地先で破堤したようなときの対応も含めたようなリスク管理は入ってくるでしょうか。これは答えをもらえますか。

○事務局（細見） まず、流砂系の議論、関口先生からもいろいろちょうだいしているのですが、23 ページのところで、流砂系とか土砂のところの健全化みたいなメニューがないというのは、忘れていたということですね。私どもまだ知見が十分ではないので、そこらのモニタリングをしっかりとしていけないといけないというふうに考えています。

文章上は 25 ページの貯水池容量の維持というところで、少なくともダムにたまった土砂については排除しますよという観点では書いてありますけれども、そういった観点での物質循環系のところについては、具体的にバイパストンネルをつくるとかといったところまでは、施策がまだ具体化しておりませんが、精神項目的なところはメニューとしてしっかりと出しておかないといけないというふうに思いました。

それから、リスク管理のところでございますけれども、治水のメニューの組み立ての話がちょっとややこしいので、もう一度再説明をさせていただきますと、16 ページです。ここでVリスク対策という項目を書いています、VIに危機管理対策ということで、同じ輪中堤（二線堤）の機能維持・補強【再掲】ということで両方で書いております。概念的にどういうふうにリスク対策を考えたかといいますと、先ほどから議論になってはいますが、計画対象、いわゆる近代の物づくりのところは、1つの目標に対しましてそこまでは絶対に安全にしますので、それを超えたらイールドポイントを超えたわけで、壊れ方を被害を少なくしますといった 2 つの設計路の考え方にいたしまして、ここのリスク対策というのは、計画内の洪水流量だけれども、万が一破堤したときにも、輪中堤があれば被害が少なくなるという点での輪中堤の評価をしています。

危機管理対策は、そういったイールドポイントを超えた自然の外力に対しても輪中堤というものは大変氾濫を抑止する。それから、復旧の資機材を運び込める微高地である、避難所にもなる、そういった観点で危機管理対策のところを再掲しておりまして、被害を少なくするという形を、例えば、復旧の方の資材運搬のネットワークみたいな形もハード的な面では位置づけていきたいと考えています。

各機関の連携、広域避難場所をつくって連携しましょうというようなネットワークにつきましても、この危機管理行動計画というところで、現在具体的にそのネットワークをつくっているところをごさいます、そこらあたりも書き込めるレベルのものについては書き込んでいきたいと考えています。

○辻本委員長 今おっしゃっていただいたことで大体差はできたのですけれども、言葉はきちっと定義しないと、今言われた定義で使うということですね。リスク対策は、どっちかという、今持っている治水インフラのフェールセーフみたいなところ。そして、危機管理の方は何か起こったとき、インシデント・レスポンスみたいなものが起こったときの対応ということで言葉を使い分けているということを書き込んでおくことが必要ですね。今明確に分けていただけたけれども、言葉が適切かどうかというのが少し気がかりなので定義をしっかりとしましょう。

○寺本委員 今とちょっと関連するのですけれども、維持管理の中に水防団等の育成・強化が入っているのですが、治水対策の方が強いのではないかと、絶対こうじゃなきゃいけないかどうか分からないですけど、どちらかという、治水の方の危機管理というのか、地先でちょっと何かあったとか。

○辻本委員長 前から維持管理ところは、それぞれ環境にかかわる、利水にかかわる、治水にかかわる機能をきちっと確保するという意味と、それを維持するということの両方で、どういうふうに関連し合っているかを少し整理してもらおうということで、この辺はクリアしていただけたと思いますので、今の御意見もそこで生かしていただくことにしたいと思います。

まだ議論が最後までいっていないところがありますけれども、今後メニューというレベルでは、多分何もしないということはないだろうし、基本方針のレベルそのものが30年できるかどうか分からない。その中である程度真ん中ぐらいのレベルを事務局の提案として、治水では戦後最大レベルとか、利水では積み上げ式でできるようなところ、プラス考えられているインフラ整備の到達点みたいなところを中間といいますか、整備計画の目

標として設定しますという提案がありました。これに対して今日の議論ではそれでいいですねという意見は必ずしも出ていないのですけれども、その辺必ずしもⅠⅡⅢのプリセットではなくて、かなりフレキシブルでしょうから、真ん中あたりぐらいで少しメニューを説明できるようにしていただくという方向で次回につなぐということで、必ずしも今提示された戦後最大とかというものを我々がオーケーしたわけではないということによろしいですね。今だれもその議論をしてほしかったのだけれども、きちっとこれでいいというわけではないですが、その辺がフレキシブルなところでしょうから、次回の資料はその辺ぐらいでつくってメニュー説明していただいて、次回の議論で到達点みたいなところをもう一回議論していただくということになるかと思います。

時間の都合もありまして、次の議題に移りたいと思います。一般住民からの意見聴取の取り組みについて、全体の仕組みでは、学識者で構成されると言われる流域委員会と行政の組織と、それから、関係住民のところを別々の組織にして事務局側中部地整と上下流の事務所が責任を持ってそれを連結させるということですが、やはり流域委員会ではどういう考え方で関係住民との対応をとっているのかをきちっと説明いただいて、それに対して意見を述べるというスタンスが必要だと思いましたので、その説明を議題（5）としてやっていただきます。

それでは、資料-6に基づいて事務局の説明をお願いします。

○事務局（古澤） 資料-6について説明させていただきます。私、木曾川下流事務所の古澤と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

今パワーポイントで出ておりますが、一般住民からの意見聴取を受けて整備計画の策定に反映していくということでございます。

手法につきましては、パワーポイントにございますように、インターネット、ポスター・チラシ、市町村広報誌、河川情報盤、アンケート等を配布いたしまして意見をいただくようなスタイルをとっております。

インターネットにつきましては中部地整のところから、また、関係しております木曾川上下流事務所、またダム的事务所もございますので、そういったところから入っていただくことができます。

また、ポスター・チラシということで、お手元にパンフレットを入れさせてもらっておりますが、「あなたの一言からはじまるこれからの木曾三川」というチラシも配布させていただきます。

市町村広報誌につきましては、ここに御紹介させていただいておりますのは、八百津町の広報誌、愛西市の広報誌等に、こういった形で意見を募集しておりますということで紹介させていただいております。

あと河川情報盤といいまして、洪水また木曾川上下流事務所等で行っておりますイベント等で使っております電光掲示板でございますが、こういったものにテロップを流すような形で意見募集の取り組みをしているという紹介をさせていただいております。

また、既存の会議、水防連絡会、災害情報連絡会といった会議等がたくさんございますが、そういった中でも意見募集をさせていただいていますという紹介をさせていただいております。

続いて、もう一つのパワーポイントでございますが、いろんな場所でもアンケートまたはチラシを置かせていただいているというところで、関係する市町の役場、図書館、資料館、国営公園のそれぞれの拠点のところ、それから道の駅、また県庁、水資源機構とか我々の事務所関係といったところ、合わせて150カ所を超える場所で情報発信をしております。その下に情報発信の状況を示させていただいております。

先ほどもアンケートということで御紹介させていただきましたが、資料-6の3枚目についております「これからの木曾川・長良川・揖斐川の川づくりについてご意見を募集中」ということで、設問には「あなたは水害に遭ったことがありますか?」とか「あなたは水不足で困ったことはありますか?」「ボランティア活動に参加したいですか?」「あなたはこれからの木曾川・長良川・揖斐川をどのような川にしたいですか?」というようなところをお聞きするアンケートも実施しております。現在、このアンケートにつきましては、200件を超えるアンケートが返ってきている状況でございます。

続いてもう一つ、ふれあい懇談会のパンフレットが皆さんのお手元にあるかと思えます。冒頭にも御紹介があったと思いますが、今週の土曜日でございますが、9月15日にふれあい懇談会ということで開催する予定で現在調整を進めております。

1枚めくっていただきまして中にございますが、全部で6会場でふれあい懇談会を開催する予定で今進めております。美濃加茂会場、一宮会場、岐阜会場、大垣会場、桑名会場、名古屋会場ということで、それぞれ午前、午後という形で実施する予定で現在取り組んでいるところでございます。

このほか紹介させていただきますが、9月12日には整備計画策定説明会ということで、木曾三川の流域内市町村を対象にして、今日紹介させていただきましたが、たたき台の骨

子を説明して、御意見を伺う会議も予定しております。

簡単ですが、紹介をさせていただくということで報告させていただきました。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。

河川管理者が住民から意見を聴取して情報共有を図るためにということなのでしょうね。住民のパートについては、こうした企画があります。ふれあい懇談会はステージⅠの段階でも29市町で既に行われました。ステージⅡの部分で今回このパンフレットが入っているふれあい懇談会が6会場で行われます。

それから、今説明がありました、さらに一般住民と書いてあるけれども、どんなふうに分類しているのかわからないのだけれども、ふれあい懇談会と一般住民への対応をとっておられるということです。こういう手法あるいはそれを先ほどもありましたように、この流域委員会とジグザグで今後骨子からメニューへと、どんなふうに進められているかというお話の中身だったのですけれども、何かありますか。

○寄藤委員 アンケートですけれども、同じものをインターネット上で記入できますか。紙だけですか。

○事務局（古澤） 先ほどお手元に資料-6でつけさせていただいておりますアンケートについては、今のところ紙ベースで実施しております。まだインターネットの方には、このアンケート用紙は入れてございません。

○辻本委員長 インターネットでも一部は、アクセス可というのは。

○寄藤委員 フリーな意見は書けるようすけれども、アンケートは紙しかできないわけですね。

○事務局（古澤） 意見をいただく方につきましては、インターネットの方からいただけるようにはしておりますけれども。

○辻本委員長 これがふれあい懇談会の方では生かされるのですか。これはどのプロセスで、どこに生かされることになりますか。意見聴取したものは、ふれあい懇談会という住民のところへ生かされるのか、ふれあい懇談会とあわせて行政にダイレクトに行くのか、流域委員会の場でもそういうものが見て議論できるのかとか、どの辺にこの意見を生かすのですか。

○事務局（細見） 同時並行的にこれから文章を書いたりとかしていきますので、ふれあい懇談会、あるいは一般から意見をいただいたような形のところで、相当ワーリングなんかも影響を受けて文章加工していくことになろうかと思えます。それで、ある程度ほぼこ

んな形で原案にいくだろう、あるいは案にいくだろうというような形のところは、正式にアカウントビリティで質問を類型化した形で、こういうふうを考えるというような形を公表させていただくことになろうかと思います。

○辻本委員長 そうですね。積極的に意見を取り入れて原案をつくっていただくというプロセスはいいのだけれども、どこに取り込んだかがわかるように、プロセスがわかるようにしておかないと、本当に取り込んだかどうかが見えないということになりますので、そこらは注意が必要ですね。

あと、29 会場で今まで議論されていたのを 6 会場に集約してふれあい懇談会をされますね。その運営の工夫みたいなところはどうなっているのですか。ファシリテーターの話とかそういうふうな。

○事務局（古澤） 現在、日も近づいているということもございまして、その作業もしておりますが、先ほど委員長からお話のように、ファシリテーターの方を各会場ごとに設定させていただきまして、その方の運営によっていろいろ意見をいただくということで現在調整させていただいております。

○辻本委員長 これも、その意見がどう集約されて、どう原案作成に反映されるかプロセスを示していくところも大事ですね。どんな手順、手法を踏まれるのかということが後々に残るようにしていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

○藤田委員 今の件も各会場でいろんな発言が出るとはありますが、それが集約されたのは、この会場での発言でしたということがわかるような表のようなものですね。このことにこの分が入っていますとか、そういうようにしてできるだけわかりやすい形でレスポンスが返るようにしたらいいのではないかと思います。

○辻本委員長 それでは、この部分はよろしくお願ひしたいと思います。

これについて御意見がなければ、次の議題（6）その他になりまして、資料-8 についての御説明をお願いします。

○事務局（山口） それでは、その他ということで御説明させていただきたいと思います。

冒頭の部長の挨拶にもありましたが、木曾川水系の小委員会につきましては、8 月 31 日に第 3 回が東京で開かれまして、一応基本的な審議については終わったところでございます。

内容としましては、先回の流域委員会でも簡単に御説明させていただいたところではご

ざいますが、第2回の8月1日で基本方針の小委員会が開かれた内容でおおむね了承されて決定いたしましたところでございます。木曾川につきましては、犬山下流で1/200、長良川では1/100、揖斐川では1/100を目標に河川整備基本方針を策定していきましょうということになりました。

正常流量につきましては、木曾川については、かんがい期で150 m³/s、非かんがい期では80 m³/sといったことで、参考資料の2-2の参考資料14というところに小委員会の資料3回分をつづらせていただいておりますので、そちらの方を御確認いただきたいと思えます。

もう一つ、連絡導水路につきましては、8月22日にNEWS RELEASEということで資料をつけさせていただいておりますけれども、導水路に係る検討会を開催いたしまして、そこで岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市の関係の自治体の方も集まった上で検討した結果がオープンになった資料をつけさせていただいております。あと、参考までに当時各新聞社で記事にされたものを添付させていただいております。

最後に、今後の予定ですけれども、資料-8につけてあるかと思いますが、次回第7回流域委員会につきましては、10月上旬を考えております。

議題といたしましては、木曾川水系の大規模事業と、本日たたき台について、そもそも論を含めていろいろ御意見をいただきましたので、それにつきましてよくよく検討いたしました上で、もうちょっとバージョンアップした素案という形で、より具体的に御説明をしたいと思っております。

あと、今度の土曜日に開催いたします、ふれあい懇談会についての開催状況といえますか、結果についても意見等々についても、こちらで御提示したいと思っております。

以上です。

○辻本委員長 その他で基本方針が最初から話がありましたけれども、一応小委員会を通りましたという話。

もう一つが、連絡導水路に関するNEWS RELEASEが資料であるということです。中部地整、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市の行政から成る徳山ダムに係る導水路検討会で検討された内容が記者発表されたという報告がありました。

それから一番最後には、今後の予定で先ほど予告したとおり、大規模メニューも含めてメニューについて議論するというお話でした。

何か御意見ありますでしょうか。

○関口委員 勘違いでなければいいですが、一言言いたいだけでも、導水路の話は、ここで一遍も出てこないのだけでも、新聞でばんばん載って、それで初めてこんな計画があるのかと、中身を知るといのは幾ら何でも順序が逆ではないかと思うのですが、それだけ一言言いたい。

○辻本委員長 そうですね。それは私も前回一番最後で言いましたけれども。

○事務局（細見） 大野委員とか関口先生から言われましたいろんな目標とか重なり合っているところは、大規模事業、新丸ダムとか導水路の御説明をしていく中で、私たちの考えているのが本当にいいのかどうかというところの御意見をちょうだいできるかと思っております。

それで、新聞でこの前出たというのは、行政内部の行政手続的な話であって、この先生方の御意見で整備計画に書き込むことができなければ、それはそれで事業がもう流れてしまうのです。ですから、これから本当に議論を先生方にさせていただくという次回からですが、そういうつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○辻本委員長 本当を言うと、かなり早い時期から、どんなところが議論のポイントになっているかというのはオープンでないといけないというのはありますが、今言われたように、その段階では非常に流れてしまうという表現がありましたけれども、その辺の難しさがあるということで了解したわけですが、本来ならばもう少し世の中が進むと、できるだけ早い段階でどんなことが議論されているのかがオープンになった方がいいのはいろんなところで出ています。

例えば、宮池さんの顔を見て言ったわけじゃないけれども、戦略アセスで電力事業はどうするのかとかというふうな話でも、できるだけ早い時期にいろんなものがわかればいいけれども、議論は早くオープンになった方がいいのですが、なかなか難しい面も今の状況ではあるということで、今やっと出てきましたので、次回、この間も議論が出ましたように、揖斐川から長良川を経由してというか、そこを通過してトンネルをずっと木曾川まで上流の方でつないで、木曾川に導水するという話と、長良川で一部長良川に入れて、ある限られた量を長いトンネルで木曾川に入れる。一方、少しある部分は長良川を流下してから木曾川に入れるというふうな案などが議論されています。その辺は前回少しがちゃがちゃと議論、少し意見が出ましたけれども、次回の議論にしたいと思います。NEWS RELEASEも出ましたので、次回の議論でできるかと思えます。

何かほかよろしいでしょうか。

○事務局（浅野） 光岡委員の御意見ですが、中身が基本的には連絡導水路に関する説明をするときに、多分補足的に説明しなきゃいけなかったと思います。

○辻本委員長 そうですね。全部具体的な話で、非常に重要なことが書かれておりますので、ちょっと読み上げてもらいますか。

○事務局（山口） それでは、読み上げさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、正常流量と制限流量についてということで、正常流量が設定されたことから、現行の制限流量についても総合的かつ長期的視点（渇水回避策、通年or期別設定、ダム総合運用との関連等）に立った議論が必要であるということです。

○辻本委員長 これは、オペレーションの問題ですね。現実はその計画の後のオペレーションの問題として、計画の中でも注意しておかなきゃいけないことだということでしょうか。

○事務局（山口） 2つ目につきましては、やはり木曾川水系連絡導水路についてということで、この事業につきましては、水資源の有効利用策としても適切な対策とは考えられますが、木曾川筋の利水の水質への影響、下流施設に係る振替取水に伴う木曾川大堰上流区間での減水について十分な検討が必要であるという御指摘をいただいております。

○辻本委員長 この辺の議論は次回できるのですか。

○事務局（山口） ええ、したいと思っております。

○辻本委員長 それに係る資料整理、あるいは資料提示というのは、当然できる予定ですね。流量的な。

○事務局（山口） ちょっと検討させてください。

3つ目につきましては、ダム総合運用の実施についてということで、既存水利の水利権、管理運用、費用負担等への影響、利水者間の合意について十分な検討が必要という御指摘をいただいております。

○辻本委員長 こちら辺については、どう考えられているのですか。計画で総合運用とか、あるいは他ダムの容量の振り替えみたいなものとか、あるいは既設ダムの転用とかいいうときの交渉事項については、計画論としてはどんなふうに考えるのですか。

○事務局（笹森） 計画論とは別といいますか、計画論はあくまで計画論としてあるのですが、個別の不特定補給なり利水補給という個々の計画の中で施設計画はできてくるわけですけれども、実際の運用はそれぞれ両方合わせた運用になってきますし、また、非常に渇水が厳しくなってきたときには、現在でも総合運用という形で計画の枠を越えた運用も

行っております。

そういうことで導水路計画に当たっても、実際の運用はどうなるのかということが各利水者にとって非常に関心の高いところをございまして、そういうことで将来の望ましい運用方法の1つとして提示させていただいていることもあります。それにつきましては、今後、木曾三川協議会という利水関係の行政機関が集まっている会議がありますけれども、そういう中で議論していきましようということになっておりまして、その辺も含めまして次回説明させていただければと思います。

○辻本委員長 計画論ではなくてオペレーションだと言われたのだけれども、オペレーションの運用の方の了解はある程度ないと計画に織り込めないのか、そういうことを無視して計画に織り込めるのですか。

○事務局（笹森） 計画に織り込むというよりも、ちょっと言い方が難しい面もありますが。

○辻本委員長 容量配分しますよと、容量振り替えしますということを計画に書くときには、あらかじめ利水者に対する了解というものはとっておられるということですか。

○事務局（笹森） そうではなくて、計画上はあくまで計画上の目的で整理しているのですけれども、実運用という世界もあるものですから、そういうものがどうなるかということが非常に関心が高かったということをございます。

○辻本委員長 ほかに何か、こういうことも非常にデリケートですけれども、どの部分が次回議論できるかわからないですが、ちょっとまだ見えてないところがあります。かなりオペレーションと計画とかかかっているところについて、光岡委員の意見が出ていて、次回できればこういうことも議論されるだろう、あるいはできないかもしれないというふうな状況です。次回そういう議論になりますので、ということでマイクをお返しします。

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

今日は骨子ということで、最初に示させていただきました。今日はこれからの資料の整理の仕方とか御意見をいただきましたので、次回以降、それをもとにまたまとめさせていただきますと思います。

それでは、長時間どうもありがとうございました。第6回木曾川水系流域委員会をこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

[了]